

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月12日

【会社名】 スタンダード・チャータード・ピーエルシー
(Standard Chartered PLC)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター、
グローバル・ヘッド、トレジャリー・キャピタル
クリストファー・ダニエルズ
(Christopher Daniels, Managing Director, Global Head,
Treasury Capital)

【本店の所在の場所】 連合王国 EC2V 5DD ロンドン市、
ベイジングホール・アベニュー 1 番地
(1 Basinghall Avenue, London EC2V 5DD, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 久 保 万理菜
弁護士 東 由 梨

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2018年 8 月31日
効力発生日	2018年 9 月 8 日
有効期限	2020年 9 月 7 日
発行登録番号	30-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円
発行可能額	4,000億円

【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2018年11月12日（提出日）である。
【提出理由】	2018年8月31日付発行登録書について、(a)同発行登録書に「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面を添付し、(b)同発行登録書に添付の「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」と題する書面を差し替え、(c)同発行登録書の「第一部 証券情報」に一定の記載事項を追加し、また(d)同発行登録書における記載内容（「第二部 参照情報」における記載事項）を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。 （訂正内容については以下を参照のこと。）
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

【訂正内容】

第一部【証券情報】

(発行登録書の「第一部 証券情報」の見出しと「第1 募集要項」の見出しの間に、以下の記載が挿入される。)

<スタンダード・チャータード・ピーエルシー第5回期限前償還条項付円貨社債(2018)に関する情報>

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、本社債(以下に定義する。)を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。

本「第1 募集要項」には、スタンダード・チャータード・ピーエルシー(以下「発行会社」という。)が発行するスタンダード・チャータード・ピーエルシー第5回期限前償還条項付円貨社債(2018)(以下「本社債」という。)についての記載がなされている。

本社債の未定事項は2018年11月中旬頃に決定される予定である。

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

銘 柄	スタンダード・チャータード・ピーエルシー第5回期限前償還条項付円貨社債(2018) (注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	(未定)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	(未定)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	2018年11月(未定)日(その日を含む。)から2023年11月(未定)日(その日を含む。)まで:年(未定)% 任意償還日となる2023年11月(未定)日(その日を含む。)以降: ロイターLIBOR01頁(後記「利息支払の方法」(2)に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフアード・レートに年率(未定)%を加えた利率 後記「利息支払の方法」を参照のこと。
利払日	毎年5月(未定)日 および11月(未定)日	任意償還日	2023年11月(未定)日 (償還期限の1年前応当日となる。)
償還期限	2024年11月(未定)日	募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし	申込期間	2018年11月(未定)日
払込期日	2018年11月(未定)日	申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関するその他の事項については、振替法および振替機関(後記「振替機関」に定義する。)が社債等の振替に関する業務に

ついて振替法に基づき随時適用する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 本社債は香港証券取引所に上場される予定である。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後任の振替機関が含まれるものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（可能である場合）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。かかる公告は、公告日に行われたものとみなされ、2回以上または異なる日に公告が行われた場合には、所要の公告が行われた最初の日に発行されたものとみなされる。各本社債権者に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（後記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。財務代理契約（後記「財務代理人とその職務」に定義する。）には、必要な時は常に、発行会社が、財務代理人に対し、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面で請求すべき旨が定められている。

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2018年11月（未定） 日に調印される元引 受契約に従って共同 主幹事会社により連 帯して買取引受けさ れ、一般に募集され る。左記以外の元引 受の条件は未定であ る。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区 丸の内二丁目5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区 大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区 日本橋一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	東京都千代田区 丸の内三丁目3番1号		
合計		(未定)	

財務代理人とその職務

本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれら全ての資格で行為する代理人を意味する。）は、以下のとおりである。

財務代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

本社債について、社債の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務の内容

財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社および財務代理人の間の2018年11月（未定）日付財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。社債の要項が添付された財務代理契約（その修正を含む。）の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。

発行会社は、財務代理人の任命を変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に任命されるまで（ただし、かかる後任の代理人が、適用ある振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。

振替機関が、発行会社に対して財務代理人につき発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合には、発行会社は遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が、振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。

後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人兼発行・支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

- (1) 本社債には、2018年11月（未定）日（その日を含む。）から2023年11月（未定）日（その日を含む。）までの期間中（ただし、後記「利息支払の方法」(5)に服する。）、本社債の金額に対して年（未定）%の利率により固定利息を付し、毎年5月（未定）日および11月（未定）日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。2018年11月（未定）日（その日を含む。）から2023年11月（未定）日（その日を含む。）までの期間中の6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」(1)において定められる各利払いの日を、以下「固定利息支払日」という。各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。
- (2)(A) 本社債には、2023年11月（未定）日（その日を含む。）から2024年11月に到来する変動利息支払日（以下に定義する。）（その日を含む。）までの期間中（ただし、後記「利息支払の方法」(5)に服する。）、後記「利息支払の方法」(2)(B)または（場合により）後記「利息支払の方法」(3)に従い決定される利率により変動利息を付し、2024年5月（未定）日および2024年11月（未定）日の年2回、各々その日（その日を含む。）までの変動利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日（以下に定義する。）でない場合、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げ（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられる。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含む。）までの変動利息期間について支払われる。いずれかの変動利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該変動利息期間またはその当該部分の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」(2)(A)において定められる各利払いの日を、以下「変動利息支払日」といい、固定利息支払日と合わせて、以下「利払日」と総称する。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有する。

「変動利息期間」とは、2023年11月（未定）日（その日を含む。）から第1回目の変動利息支払日（その日を含む。）までの期間およびその後の各変動利息支払日（その日を含まない。）からその次の変動利息支払日（その日を含む。）までの期間をいう。

「東京営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

- (B) 本社債には、各変動利息期間に関して、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用変動利率」という。）により本社債の金額に対して変動利息が付される。ただし、かかる適用変動利率は0%を下回らない。

- () 利率基準日（以下に定義する。）の翌東京営業日（以下「利率決定日」という。）の午前10時（東京時間）までに、発行会社は、当該変動利息期間に関して、その変動利息期間の初日から2ロンドン営業日（以下に定義する。）前の日（それぞれの日を、以下「利率基準日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートを確認する。当該変動利息期間の適用変動利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率（未定）%（以下「マージン」という。）を加算した率とする。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有する。

「ロンドン営業日」とは、銀行がロンドンにおいて営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「ロイターLIBOR01頁」とは、各所定期間の日本円預金に関してICE Benchmark Administration Limited（または下記レートの管理を承継するその他の者）のその時々における要件に従って、提示銀行団により提示される見積銀行間貸出金利に基づき、ロイター（またはその承継サービス）が算出し公表するロンドン銀行間オフワード・レート（以下「LIBOR」という。）を表示するロイター（またはその承継サービス）のLIBOR01頁として指定された頁をいう。

- () 後記「利息支払の方法」(3)に服するが、いずれかの利率基準日の午前11時（ロンドン時間）に、上記オフワード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行（以下に定義する。）の東京の主たる店舗（もしあれば）に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時（ロンドン時間）頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の6か月預金のオフワード・レート（年率で表示する。）を発行会社に提示するよう要請する。この場合、以下のとおりとする。
- 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合、当該変動利息期間の適用変動利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オフワード・レート（そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。）の算術平均値（必要な場合、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）にマージンを加算した率とする。
 - 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合、当該変動利息期間の適用変動利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オフワード・レートの算術平均値（必要な場合、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）にマージンを加算した率とする。
 - 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オフワード・レートを提示した場合またはいずれの利率照会銀行もオフワード・レートを提示しなかった場合、発行会社は、当該利率基準日の直前のロンドン営業日（当該日の午前11時（ロンドン時間）において、ロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートが表示されない場合またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合、かかる時刻に当該表示がなされた直近の先立つロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートを確認する。当該変動利息期間の適用変動利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートにマージンを加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日がその直前の利率基準日（もしあれば）以前である場合、適用変動利率は直前の変動利息期間に有効であった適用変動利率とする。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、「利率照会銀行」とは、当該利率決定日に関する利率基準日の直前のロンドン営業日（当該日の午前11時（ロンドン時間）において、ロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートが表示されない場合、またはロイターLIBOR01頁が利用不能である場合、かかる時刻に当該表

示がなされた直近の先立つロンドン営業日)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイター

LIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオファード・レート
を算出するために用いられた自行のオファード・レートを提示した銀行をいう。

- (C) 発行会社は、各利率決定日の午前10時(東京時間)頃に、本社債に関して振替機関業務規程等の目的
上当該変動利息期間にかかる一通貨あたりの利子額(以下「一通貨あたりの利子額」という。)を算出
する。各変動利息期間の一通貨あたりの利子額は、振替機関業務規程等に従い、適用変動利率に当該変
動利息期間の実日数を分子とし、360を分母とする分数を乗じて算出される。いずれかの変動利息期間の
一部にかかる一通貨あたりの利子額の計算は、1年360日の日割計算により、当該部分の実日数について
行われる。各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。
- (D) 各変動利息期間の適用変動利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ各変動利息期間開始
後5東京営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該適用変動利率ならびにこれに関する一通
貨あたりの利子額および変動利息支払日を書面で通知する。ただし、いかなる変動利息期間についても
これらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速
やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (E) 前記「利息支払の方法」(2)(D)に従って適用変動利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額お
よび変動利息支払日の通知を行った後に当該変動利息期間が延長されまたは短縮された場合、発行会社
はどのような調整が適切かを速やかに決定する。かかる調整が決定された後実務上可能な限り速やか
に、発行会社は、財務代理人に対し、かかる調整に従って改定された一通貨あたりの利子額および変動
利息支払日を書面により通知する。ただし、かかる改定に関する公告は、これを行うことを要しない。
財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、
通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (F) 本「利息支払の方法」(2)の規定に従って決定された適用変動利率、一通貨あたりの利子額または変動
利息支払日は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対
し拘束力を有する。
- (3)(A) 発行会社が、LIBORの運営者またはかかる運営者の監督者による公式声明に基づく場合を含むがこれに
限らず、その単独の裁量で、LIBORの算出もしくは管理または(LIBORの公表を継続する後継運営者が指
名されていない状況で)関連する運営者による公表が中止された(または次回の利率決定日までに中止
される)旨を決定するか、また、LIBORが存続して適用変動利率がLIBORを参照して決定され続ける
ことができるにもかかわらず、日本円建ての変動利率債に一般的に適用される国際資本市場における市
場慣行(業界団体および組織の公式声明、意見および発表を含む(ただし、これらに限らない。))要素
に基づき決定される。)がLIBOR以外の基準レートを参照するように変更された(または次回の利率決定
日までに変更される)旨を決定する場合、本「利息支払の方法」(3)の以下の規定を本社債に適用する。
- (B) 発行会社は、全ての将来の変動利息期間にかかる本社債の適用変動利率を決定するために(ただし、
その他の将来の変動利息期間にも、本「利息支払の方法」(3)は再適用できる。)、後継関連レート(以
下に定義する。)または独立アドバイザー(以下に定義する。)が後継関連レートを決定できない場合
の代替関連レート(以下に定義する。)、およびいずれのレートの場合もスプレッド調整(以下に定義
する。)(もしあれば)を決定するための独立アドバイザーを、自らの費用負担により選任する合理的
な努力をする(いずれについても、誠実かつ商業上合理的な方法で行われる。)。本「利息支払の方
法」(3)に基づき選任される独立アドバイザーは、専門家として誠実に行為し、故意または不正がない限
り、本「利息支払の方法」(3)に基づく独立アドバイザーの決定または発行会社の決定に関して発行会社
に与えたその助言について、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者(後記「利息支払の方法」(4)
に定義する。)または本社債権者に対して何らの責任も負わない。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集」において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有
する。

「スプレッド調整」とは、LIBORを後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートに代替する結
果として本社債権者に及ぶ経済的な不利益または(場合により)利益を、その状況において実務上合理的
な範囲で削減または除去するために、かかる後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートに
適用することが必要となる、スプレッド(正または負のいずれもあり得る。)またはスプレッドを計算
する計算式もしくは計算方法をいい、かかるスプレッド、計算式または計算方法は以下に定めるものを
いう。

- () 後継関連レートについては、LIBORのかかる後継関連レートへの代替に関連して関連指名機関（以下に定義する。）により正式に推奨されるスプレッド、計算式または計算方法
- () かかる推奨がなされなかった後継関連レート、または代替関連レートについては、独立アドバイザーまたは（場合により）発行会社の決定として、LIBORを参照する国際的な債券資本市場取引において、LIBORが当該後継関連レートまたは（場合により）代替関連レートに代替された場合のかかる取引の市場慣行として使用されていると認識または確認されているスプレッド、計算式または計算方法
- () かかる市場慣行として使用されるものが認識または確認されない場合、独立アドバイザーまたは（場合により）発行会社が、その裁量により、誠実にかつ商業上合理的な方法で適切であると決定するスプレッド、計算式または計算方法

「代替関連レート」とは、独立アドバイザーもしくは（場合により）発行会社が、国際債券資本市場の市場慣行として、日本円建ての債券の変動利息期間に相当する期間の変動利率の決定のためにLIBORを代替して使用されていると決定するレートか、または、独立アドバイザーもしくは（場合により）発行会社が、かかるレートが存在しないと決定する場合、その裁量で、LIBORに最も相当すると決定するその他のレートをいう。

「独立アドバイザー」とは、国際的に定評のある独立した金融機関または国際債券資本市場における経験を有するその他の独立した金融アドバイザーをいう。

「関連指名機関」とは、LIBORに関して以下のいずれかを意味する。

- () LIBORが関連する通貨の中央銀行、またはLIBORの運営者を監督する責任を有する中央銀行もしくはその他の監督当局
- () (a)LIBORが関連する通貨の中央銀行、(b)LIBORの運営者を監督する責任を有する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上述の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループまたは(d)金融安定理事会もしくはその一部が、設立、承認もしくは主催し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請により構成される、作業部会または委員会

「後継関連レート」とは、関連指名機関により、正式にLIBORの後継または代替として、公表、支持、承認、推奨または認識されたレートをいう。

- (C) 後記「利息支払の方法」(3)(D)に服するが、以下の()または()の場合、以下の(x)および(y)のとおりとする。

- () 独立アドバイザーが、全ての将来の変動利息期間にかかる本社債の適用変動利率を決定するために（ただし、その他の将来の変動利息期間にも、本「利息支払の方法」(3)は再適用できる。）、次回（または場合により初回）の変動利息期間にかかる利率決定日の5東京営業日前の日（以下「独立アドバイザー決定期限」という。）までに、後継関連レートまたは独立アドバイザーが後継関連レートを決定できない場合の代替関連レート、およびいずれのレートの場合もスプレッド調整（もしあれば）を、決定する場合（いずれの決定についても、独立アドバイザーは誠実にかつ商業上合理的な方法で行う。）。
- () 発行会社が合理的な努力を尽くしても独立アドバイザーを選任できないか、前記「利息支払の方法」(3)(B)に基づき発行会社により選任された独立アドバイザーが関連する独立アドバイザー決定期限までに後継関連レートまたは代替関連レートを決定できない場合で、発行会社が、全ての将来の変動利息期間にかかる本社債の適用変動利率を決定するために（ただし、その他の将来の変動利息期間にも、本「利息支払の方法」(3)は再適用できる。）、次回（または場合により初回）の変動利息期間にかかる利率決定日の3東京営業日前の日（以下「発行会社決定期限」という。）までに、後継関連レートまたは発行会社が後継関連レートを決定できない場合の代替関連レート、およびいずれのレートの場合もスプレッド調整（もしあれば）を、決定する場合（いずれの決定についても、発行会社は誠実にかつ商業上合理的な方法で行う。）。
- (x) かかる後継関連レートまたは（場合により）代替関連レートは、いずれも後記「利息支払の方法」(3)(C)(y)に従って調整された上で、全ての将来の変動利息期間においてLIBORを代替する（必要な場合、後記「利息支払の方法」(3)(G)に従ってロイターLIBOR01頁の定義を変更する。）（ただし、その他の将来の変動利息期間についても、本「利息支払の方法」(3)は再適用できる。）。

独立アドバイザーまたは(場合により)発行会社は、後継関連レートまたは代替関連レートを決定するために、それらの定義に影響を与えることなく、関連し適用ある市場の先例、国際債券資本市場における市場基準および/またはプロトコールの設定に携わる関連団体が公表した指針、ならびに独立アドバイザーまたは(場合により)発行会社とその単独の裁量により適切と考えるその他の資料を考慮する。

- (y) (a) 独立アドバイザーまたは(場合により)発行会社が、後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートにスプレッド調整の適用が必要であると決定し、かかるスプレッド調整の数値またはスプレッド調整を決定する計算式もしくは計算方法を決定する場合、全ての将来の変動利息期間において、後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートにかかるスプレッド調整が適用される(ただし、本「利息支払の方法」(3)は再適用できる。)。
- (b) 独立アドバイザーまたは(場合により)発行会社が、スプレッド調整の数値またはスプレッド調整を決定する計算式もしくは計算方法を決定することができないか、スプレッド調整を不要と決定する場合、かかる後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートは、全ての将来の変動利息期間において、スプレッド調整を受けることなく適用される(ただし、本「利息支払の方法」(3)は再適用できる。)。

独立アドバイザーまたは(場合により)発行会社は、スプレッド調整(もしあれば)を決定するために、その定義に影響を与えることなく、関連し適用ある市場の先例、国際債券資本市場における市場基準および/またはプロトコールの設定に携わる関連団体が公表した指針、ならびに独立アドバイザーまたは(場合により)発行会社とその単独の裁量により適切と考えるその他の資料を考慮する。

(D) 前記「利息支払の方法」(3)(C)にかかわらず、以下の()、()または()の場合、以下のとおりとする。

- () 前記「利息支払の方法」(3)(B)に従って発行会社により選任された独立アドバイザーが、後継関連レートおよび代替関連レートが存在しないと決定した旨、独立アドバイザー決定期限までに発行会社に通知した場合。
- () 前記「利息支払の方法」(3)(B)に従って発行会社により選任された独立アドバイザーが、前記「利息支払の方法」(3)(D)()が予定する発行会社への通知を行うことなく、独立アドバイザー決定期限までに後継関連レートまたは代替関連レートを決定することができず、かつ、発行会社が、発行会社決定期限までに、後継関連レートおよび代替関連レートが存在しないと決定した場合(かかる決定については、発行会社は誠実にかつ商業上合理的な方法で行う。)。
- () その他、発行会社決定期限までに、後継関連レートおよび代替関連レートが前記「利息支払の方法」(3)(C)に従って決定されない場合。

関連する適用変動利率は、直前の利率決定日に決定された適用変動利率と同一とし、初回の利率決定日の場合、適用変動利率は、前記「利息支払の方法」(1)に記載された利率と同一とする。

本「利息支払の方法」(3)(D)は、関連する変動利息期間にのみ適用される。その後の変動利息期間には、本「利息支払の方法」(3)が再適用される。

(E) 本「利息支払の方法」(3)に規定された後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートの決定後速やかに(または場合により前記「利息支払の方法」(3)(D)の適用後速やかに)、発行会社は、財務代理人および利率確認事務取扱者に対し、かかる事項および本「利息支払の方法」(3)に基づくスプレッド調整(その適用日を含む。)を通知する。発行会社は、その後実務上可能な限り速やかに、その旨を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。

(F) 発行会社は、前記「利息支払の方法」(3)(E)に基づく財務代理人への通知を行うまでに、()後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートおよび()(適用ある場合の)スプレッド調整(いずれの場合も本「利息支払の方法」(3)に従って決定される。)を確認する、発行会社の取締役2名が署名した証明書を財務代理人に交付する。適用ある日本法の許容する範囲内で、後継関連レートまたは代替関連レートおよびスプレッド調整(もしあれば)は、後継関連レートまたは代替関連レートおよびスプレッド調整(もしあれば)の決定における明らかな誤りまたは故意がない限り、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者および本社債権者を拘束する。本「利息支払の方法」(3)(F)に基づいて発行会社が財務代理人に交付した証明書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。本

「利息支払の方法」(3)(F)に規定する謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とし、それ以外の本「利息支払の方法」(3)の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

- (G) 前記「利息支払の方法」(3)(F)に基づいて発行会社の取締役2名により署名された証明書を財務代理人が受領することを条件として、発行会社、財務代理人および利率確認事務取扱者は、発行会社の指示および費用負担により、本「利息支払の方法」(3)の適用について効力を生じさせるために発行会社が必要と決定する(かかる決定については、発行会社は、独立アドバイザー、財務代理人および利率確認事務取扱者と協議の上、誠実に行う。)、社債の要項、財務代理契約およびその他の書類への必要な修正を行う。かかる修正には、以下が含まれる(ただし、これらに限らない。)

() 独立アドバイザーまたは(場合により)発行会社が、かかる後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートに関する市場慣行(業界団体および組織の公式声明、意見および発表を含む(ただし、これらに限らない。))要素に基づき決定される。)に従うために必要であると決定する社債の要項の変更。かかる変更には、(a)営業日の定義、営業日調整、日割計算方法、利率決定日、利率基準日、ロイターLIBOR1頁および/または利率照会銀行、ならびに(b)かかる後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートが利用できない場合の適用変動利率のフォールバックの決定方法が含まれる(ただし、これらに限らない。)

() 独立アドバイザーが、または(場合により)発行会社が独立アドバイザーと協議の上、かかる後継関連レートまたは(場合により)代替関連レートの適切な運用およびLIBORとの相当性を確保するために合理的に必要であると誠実に決定するその他の変更。

かかる変更は、全ての将来の変動利息期間について本社債に適用される(ただし、本「利息支払の方法」(3)は将来も再適用できる。)。発行会社は、変更後、実務上可能な限り速やかに、関連事項を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。

- (H) 前記「利息支払の方法」(3)(F)に基づき発行会社の取締役2名により署名された証明書を財務代理人が受領することを条件として、かつ適用ある日本法の許容する範囲内で、本「利息支払の方法」(3)に定める関連する後継関連レートもしくは代替関連レート、前記「利息支払の方法」(3)(G)に基づく社債の要項もしくは財務代理契約の必要な修正、本「利息支払の方法」(3)に基づくその他の関連する調整またはスプレッド調整(必要な場合、発行会社、財務代理人または利率確認事務取扱者による書類の締結もしくは訂正またはその他の措置の実行を含む。)に関して、本社債権者の同意は不要とする。
- (I) 本「利息支払の方法」(3)のその他の規定にかかわらず、本「利息支払の方法」(3)に基づく後継関連レートもしくは代替関連レートの適用または社債の要項のその他の修正が、発行会社の単独の決定として、発行会社または本グループ(後記「償還の方法」(2)(A)に定義する。)の自己資本および適格債務の最低要件に本社債を算入するための適格性を害するか、または害することとなると合理的に予想される限度で、かかる適用および修正は行われない。
- (4) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債にかかる発行会社の利率確認事務取扱者(以下「利率確認事務取扱者」という。)として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、オフアード・レートまたは利率(適用変動利率および一通貨あたりの利子額を含むがこれに限定されない。)の確認、算出および決定に関する前記「利息支払の方法」(2)に基づく発行会社の一切の義務(公告を行う義務を除く。)の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社の代理人としてのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではない。本「利息支払の方法」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、利率確認事務取扱者を随時変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで、在職する。かかる場合、発行会社は、利率確認事務取扱者の変更を事前に前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。
- (5) 本社債の利息は、償還期日(その日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日(その日を含まない。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、()2018年11月(未定)日(その日を含む。)から2023年11月(未定)日(その日を含む。)までの期間については1年365日の日割計算により、前記「利息支払の方法」(1)に定める利率により、また()2023年11月(未定)日(その日を含む。)以降の期間については1年360日の日割計算により、変動利息支払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして前記「利息支払の方法」(2)および(3)を準用して決定される利率により、経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、

支払代理人（後記「摘要(4)元利金の支払い」に定義する。）の資格において行為する財務代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を機構加入者（後記「摘要(4)元利金の支払い」に定義する。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関連業務規程等により可能でない場合、当該期間は発行会社または財務代理人が後記「摘要(4)元利金の支払い」の最終段落に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。2023年11月（未定）日（その日を含む。）以降の期間については、発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を前記「利息支払の方法」(2)(D)の規定に従って書面で通知する。財務代理人は、発行会社から通知を受けた日の後5東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

償還の方法

(1) 満期償還

各本社債は、後記「償還の方法」(2)、(3)、(4)または(5)の規定によりそれまでに償還または買入消却されていない限り、2024年11月（未定）日にその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で償還される。ただし、かかる日が東京営業日でない場合、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げる（ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日に繰上げられる。）。

(2) 税制上の変更を理由とする期中償還

- (A) ()本社債の発行日以後に有効となった、英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局の法令の変更または改正、かかる法令の適用または公権的解釈（英国2007年所得税法第1005条における「承認された証券取引所」（以下「承認された証券取引所」という。）の解釈を含む。）の変更、あるいは、（本社債が上場されている）承認された証券取引所の上場基準または規則の適用または解釈の変更の結果として、発行会社が追加額（後記「摘要(9)租税」(A)に定義する。）の支払義務を翌利払日に負っているかまたは負うこととなる場合で、かつ、()発行会社が執り得る合理的手段（疑義を避けるために付言すると、承認された証券取引所への本社債の上場およびその維持のための一切の合理的な努力を尽くすことにより、英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらのもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局に課される税金のためにまたはそれらを理由とした源泉徴収または控除をなされることなく、本社債の利息の支払いが可能となる場合、かかる合理的な努力を尽くすことを含むが、これに限らない。）によってもかかる支払義務を回避することができない場合、発行会社はその選択により（要求される場合、PRA（以下に定義する。）による許可または免除を取得する。）、前記「公告の方法」に従い本社債権者に対して以下に定める事前の公告を行うことにより、いつでも本社債の全部（一部は不可）をその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で（償還期日（同日を含む。）までの経過利息の支払いとともに）償還することができる。ただし、()かかる償還期日が変動利息期間中に到来することとなる場合、かかる償還期日は変動利息支払日でなければならず、また、()かかる償還の公告は、仮に本社債に関して支払期日が到来したとすれば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日前の日より前に行うことはできない。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有する。

「本グループ」とは、発行会社およびその本子会社（以下に定義する。）をいう。

「PRA」とは、英国健全性監督機構の資格におけるイングランド銀行および/または本グループについて主たる銀行監督権限を有する英国その他の地域における政府当局をいう。

「本子会社」とは、英国2006年会社法第1159条の意味における子会社をいう。

かかる場合、発行会社は、()発行会社がかかる償還をなし得る権利を有している旨および発行会社がかかる償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す具体的事実を記載した、発行会社の取締役2名が署名した証明書、ならびに()当該具体的事実を前提としてその旨を述べる発行会社の定評ある独立の法律顧問の意見書を、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付し、その償還期日の少なくとも14日前までに関連事項を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。かかる償還予定期日は東京営業日とし、財務代理人に対するかかる交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

- (B) 前記「償還の方法」(2)(A)に基づいて発行会社が財務代理人に交付した証明書および意見書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。
- (C) 前記「償還の方法」(2)(B)に規定する謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とし、それ以外の本「償還の方法」(2)の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。
- (3) 発行会社による任意償還
- (A) 発行会社は、その選択により（要求される場合、PRAによる許可または免除を取得する。）、前記「公告の方法」に従い本社債権者に対して以下に定める事前の公告を行うことにより、任意償還日において、本社債の全部（一部は不可）をその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で（前記「利息支払の方法」(1)に基づく利息の支払いとともに）償還することができる。
- 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、「任意償還日」とは、2023年11月（未定）日をいう。
- かかる場合、発行会社は、発行会社が本「償還の方法」(3)(A)に基づき本社債の償還を選択する旨を記載した、発行会社の取締役2名が署名した証明書を、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付し、任意償還日の少なくとも14日前までに関連事項を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。財務代理人に対するかかる交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。
- (B) 前記「償還の方法」(3)(A)に基づいて発行会社が財務代理人に交付した証明書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。
- (C) 前記「償還の方法」(3)(B)に規定する謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とし、それ以外の本「償還の方法」(3)の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。
- (4) 損失吸収不適格事由による償還
- (A) 後記「摘要(3)債務不履行事由」(E)の作用にもかかわらず、損失吸収不適格事由（以下に定義する。）が発生しかつ継続している場合、発行会社は、その選択により（要求される場合、PRAによる許可または免除を取得する。）、前記「公告の方法」に従い本社債権者に対して以下に定める事前の公告を行うことにより、いつでも、本社債の全部（一部は不可）をその時点で未償還の本社債の金額の100%に等しい金額で（償還期日（同日を含む。）までの経過利息の支払いとともに）償還することができる。ただし、かかる償還期日が変動利息期間中に到来することとなる場合、かかる償還期日は変動利息支払日でなければならない。
- 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有する。
- 「CRD」とは、2013年6月26日付の欧州議会・理事会による金融機関および投資会社の活動に対するアクセスに関する指令2013/36/EUならびに金融機関および投資会社の健全性の要件に関する規則(EU) 575/2013（いずれもその後の改正または代替を含む。）により構成される一連の法制をいう。
- 「損失吸収不適格事由」は、以下の()または()の結果として、未償還の本社債の金額の全部または一部が、発行会社または本グループの自己資本および適格債務の最低基準として算入する適格性を満たさない場合、あるいは（発行会社またはPRAの意見として）満たさない可能性が高い場合（いずれの場合についても、関連する損失吸収規制（以下に定義する。）に従って決定されている場合に限る。）、本社債について発生しているものとみなす。
- () 本社債の発行日以降に有効となる損失吸収規制
- () 本社債の発行日以降に有効となる、損失吸収規制の改正もしくは変更または損失吸収規制の適用もしくは公権的解釈の変更
- ただし、かかる適格性を満たさないことが、(a)かかる自己資本および適格債務の金額に制限が適用されることのみ結果であるか、または(b)発行会社もしくは本グループの自己資本および適格債務の最低基準として算入する適格性を認識された本社債であっても期間的に減額される要件のみによる場合については(a)または(b)のいずれについても本社債の発行日現在有効な適用ある損失吸収規制に基づく。)、損失吸収不適格事由に該当しない。また、本「償還の方法」(4)(A)の目的においてのみ、議案（以下に定義する。）の実施のみを理由とする場合、損失吸収不適格事由は発生していないものとみなす。

「損失吸収規制」とは、いかなる時点においても、自己資本および適格債務の最低基準に関する、その時々法律、規則、要件、指針、制度、基準および方針で、英国において有効であるものをいい、欧州委員会が採択し、発行会社に対してその時々において適用される委任立法または実施法令（実施基準または規制技術基準等）（当該要件、指針または方針が、発行会社に対し、または発行会社およびそのいずれかのの子会社に対し、一般的に適用されるか、または個別に適用されるかを問わない。）を含むが、これらに限らない。

「議案」とは、とりわけCRD を改正するための2016年11月23日に欧州委員会により公表された議案をいい、本社債の発行日時点での改正（かかる改正が欧州委員会により公式に発表されている場合とする。）を含む。

かかる場合、発行会社は、後記「摘要(3)債務不履行事由」(E)の作用にもかかわらず、当該損失吸収不適格事由が発生しかつ継続している旨およびそれに関連する具体的事実を記載した、発行会社の取締役2名が署名した証明書を、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付し、その償還期日の少なくとも14日前までに関連事項を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。かかる償還予定期日は東京営業日とし、財務代理人に対するかかる交付および本社債権者に対する公告は取り消すことができない。

- (B) 前記「償還の方法」(4)(A)に基づいて発行会社が財務代理人に交付した証明書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。
- (C) 前記「償還の方法」(4)(B)に規定する謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とし、それ以外の本「償還の方法」(4)の手續に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。
- (5) 発行会社またはその子会社のいずれかは、振替機関連業務規程等に別段の定めがある場合を除き、公開市場その他においていかなる価格によっても本社債を随時買い入れ、それらを保持し、転売し、および/または消却することができる（要求される場合、PRAによる許可または免除を取得する。）。
- (6) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を償還期日前に償還または返済することができない。

担 保

本社債には、担保および保証は付されない。

財務上の特約

該当事項なし。

本社債の地位

本社債は、発行会社の直接かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先することなく常に同順位である。適用される法律に規定された例外を除き、本社債に基づく発行会社の支払義務は、発行会社の現在および将来のその他全ての無担保かつ非劣後の負債および金銭債務と少なくとも常に同順位である。

社債権者集会

発行会社は、その時点において未償還の本社債の総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が、共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求する場合（かかる請求に際しては、保有証明書（後記「摘要(3)債務不履行事由」に定義する。）を呈示する。）、社債権者集会を招集する。また、発行会社は、必要と認めた場合にはいつでも社債権者集会を招集することができる。いずれの場合においても、社債権者集会は後記「摘要(3)債務不履行事由」(A)に記載される債務不履行事由または本社債権者の権利に関する事項を議題とする。

社債権者集会を招集する場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該社債権者集会の開催日の少なくとも21日前までに行い、かつその旨を当該社債権者集会の開催日の少なくとも35日前までに財務代理人に書面により通知する。かかる場合、発行会社は、財務代理人をして発行会社のために社債権者集会の招集および運営に必要な手続をさせる。

本社債権者は、社債権者集会に自らまたは代理人を通じて出席することができる。発行会社は、当該社債権者集会にその代表者を出席させ意見を述べるることができる。本社債権者は、当該社債権者集会に自らまたは代理人を通じて出席しない場合も、発行会社または発行会社のために財務代理人が定めるところに従い、

書面または（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許容する場合）電磁的方法をもってその議決権を行使することができる。当該社債権者集会において各本社債権者は、当該本社債権者の保有する本社債の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて議決権を有する。ただし、当該本社債権者は、保有証明書を当該社債権者集会の開催日の7日前までに財務代理人に対しその本店において呈示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対して保有証明書を呈示しなければならない。さらに、当該本社債権者は、かかる保有証明書を振替機関または口座管理機関（後記「摘要(4)元利金の支払い」に定義する。）に返還するまでは、当該本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。

当該社債権者集会の決議は、議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権保有者」という。）であって当該集会に出席した者の議決権の過半数をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) 全ての本社債についての支払いの猶予、債務不履行によって生じた責任の免除もしくは和解（下記(b)に規定する事項を除く。）
- (b) 全ての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関する一切の行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項について意思決定を行うために社債権者集会の決議により指名され授権された本社債権者の代表者（ただし、かかる各代表者は、未償還の本社債の総額の1,000分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者でなければならない。以下「代表社債権者」という。）の選任または解任、または社債権者集会の決議の執行を行うために社債権者集会の決議により指名され授権された執行者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、またはこれらの者に委任した事項の変更
- (d) 特別決議を採択するために要求される多数に関する社債の要項の条項または社債の要項に基づき特別決議を要する事由の変更

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の金額の合計額（償還済みの額を除く。）について議決権保有者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該社債権者集会に出席した議決権保有者の議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

なお、代理人を通じてまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許容する場合）電磁的方法によって議決権を行使した本社債権者は、当該社債権者集会に出席した議決権を行使したものとみなす。また、発行会社、その子会社または関連会社が保有する本社債および発行会社により買い入れられ財務代理人に交付されたが消却されていない本社債はこれを除外し、償還済みとみなす。

本「社債権者集会」に従って行われた決議は、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、全ての本社債権者に対して適用ある日本法の許容される範囲内で拘束力を有し、その執行は当該集会で本社債権者が選任した代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。

社債権者集会は日本国東京都において開催される。

本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

準拠法及び管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授権を除き、本社債ならびにそれに基づく本社債権者を含む全ての当事者の一切の権利および義務は、全て日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に関する義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都所在のスタンダードチャータード銀行在日総支配人を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所として現在日本国東京都千代田区永田町二丁目11番1号所在のスタンダードチャータード銀行在日支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、当該指名および指定が完全な効力を有し、それを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人がなんらかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合はいつでも、発行会社は直ちに日本国東京都

に所在する後任の権限ある受取人を指名するものとし、かつ当該指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知するとともに、その旨を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。

本「準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本社債権者が、発行会社に対し、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

(1) 信用格付

(A) 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付はない。

(B) その他の信用格付

発行会社は、本社債について、格付の付与を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）およびS&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）またはそれぞれの適切な関連会社もしくはグループ会社に依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付けを取得できる予定である。

本書提出日現在、発行会社は、以下の長期信用格付を付与されている。すなわち、ムーディーズからA2の無担保優先債務格付を、フィッチからAの発行体デフォルト格付を、S&PからBBB+の発行体信用格付をそれぞれ付与されている。

ムーディーズ、フィッチおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない（かかる業者を、以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督および金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、フィッチおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）を有している。ムーディーズ、フィッチおよびS&Pが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の下の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、()フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」および()S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

(2) 英国ペイルイン権限および相殺権の放棄

(A) 本社債の未償還残高が存する限り、各本社債権者は、社債の要項に基づき以下を取消不能の形で認識して承諾し、また本社債を保有することにより、以下を認識して承諾したものとみなされる。

(a) 本社債に基づく発行会社の本社債権者に対する債務はすべて、関連英国破綻処理当局（以下に定義する。）による英国ペイルイン権限（以下に定義する。）の行使に服することがあること（および各本社債権者はかかる権限行使に同意すること）。

(b) 各本社債権者は、当該債務に関し、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に拘束され、とりわけ、かかる権限行使の結果生じ得る以下の事項（ただし、これらに限らない。）に拘束されること（およびかかる権限行使に拘束されることに同意すること）。

- () 当該債務に関する元金または未払残高（未払経過利息を含む。）の一部または全額の削減、および/あるいは
- () 当該債務の全額または一部の、発行会社またはその他の者の普通株式、持分権を表章するその他の有価証券、またはその他の証券もしくは債務への転換（または当該債務の全額もしくは一部に代えた各本社債権者へのそれらの移転）
- (c) 本社債の条項およびこれに基づく本社債権者としての各本社債権者の権利は、かかる権限行使の対象となり、必要な範囲で、かかる権限行使を実現するために変更されることがあること、および当該本社債権者はかかる変更拘束されること（およびかかる変更に同意すること）。
- (d) 各本社債権者は、本社債に基づく当該本社債権者の権利の全部または一部に代えて、当該権限行使の結果当該債務が転換され得る（または当該本社債権者に移転され得る）発行会社またはその他の者の普通株式、持分権を表章するその他の有価証券、またはその他の証券もしくは債務を受け入れること（および受け入れることに同意すること）。
- (e) 本「摘要(2)英国ペイルイン権限および相殺権の放棄」(A)は、本「摘要(2)英国ペイルイン権限および相殺権の放棄」(A)に記載された事項に関連して当事者間において別途なされた合意、取決めまたは了解事項を排除して、当事者間の、本「摘要(2)英国ペイルイン権限および相殺権の放棄」(A)に記載された事項における完全な合意を構成すること（および各本社債権者は、本「摘要(2)英国ペイルイン権限および相殺権の放棄」(A)がかかる完全な合意を構成することに同意すること）。

本社債に基づく発行会社の債務は、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に服することがあり、当該権限行使後は、本社債の元金の返済または利息の支払いが当該権限行使に従って作成される規定もしくは実施される措置に整合し、かつ、発行会社に適用される英国および欧州連合の法令に基づき発行会社によってなされることが許容される場合を除き、かかる元金の返済または利息の支払期日は到来せず、当該権限行使後に元金の返済または利息の支払いを受けた本社債権者は、直ちに発行会社に受領額を返還する。

本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において、以下の用語はそれぞれ以下に定める意味を有する。

「関係法令等」とは、英国銀行法（以下に定義する。）の第一部、および、その他の法律、命令、規制、規則、制定法文書に関する規定または条件であって、銀行、銀行のグループ会社、信用供与機関、投資会社、金融機関またはこれらの関連会社の破綻処理に関し、英国において随時効力のあるまたは適用されるものをいう。

「関連英国破綻処理当局」とは、イングランド銀行またはその他の規制もしくは政府の機関、団体もしくは当局であって、関係法令等に基づき英国ペイルイン権限を行使する権限を有するものをいう。

「英国ペイルイン権限」とは、以下のいずれかをいう。

- (a) 英国銀行法第48B条に基づく、当該条項の適用を受ける銀行その他の事業体に関する特別なペイルイン条項を作成する権限であり、（大要）以下のいずれか（または以下を組み合わせたもの）を作り出す権限
 - () 当該事業体が負う債務の消却（または当該事業体の債務を定める契約の取消し）を定める規定
 - () 当該事業体が負う債務の内容または形式の変更（または当該事業体が負う債務を定める契約の変更、有価証券の転換もしくは交換、新しい証券の発行、または当該事業体もしくはその他の者が発行する証券への債務の転換）を定める規定
 - () 当該事業体が負う債務を定める契約につき、当該契約に基づいて特定の権利が行使された場合と同様の効果を生じさせる旨を定める規定
- (b) 関係法令等に基づく、以下のいずれかを行うためのその他の権限
 - () 契約または法律文書に基づくいずれかの者の債務に関する元金または未払残高（未払経過利息を含む。）の一部または全額の削減
 - () 契約または法律文書に基づくいずれかの者の債務の一部または全部の、当該者またはその他の者の普通株式、持分権を表章するその他の有価証券、またはその他の証券もしくは債務への直接的または間接的な転換
 - () いずれかの者による契約の取消しまたはいずれかの者が発行する有価証券の消却

() いずれかの者の有価証券の満期もしくは債務の期限の変更もしくは改定、または当該有価証券もしくは債務に基づき支払われる利息金額の変更もしくは当該利息の支払期日の変更(一時的な支払いの停止を含む。)

(c) 上記(a)または(b)において言及するいずれかの権限に関係または付随する、関係法令等に基づく権限

「英国銀行法」とは、英国2009年銀行法(以後の随時の改正および再制定を含む)、および同法に基づいて作成された命令、規制、規則その他の制定法文書に関する規定をいう。

(B) 発行会社が関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限の行使を認識した場合、発行会社は、その後可能な限り速やかに書面により財務代理人に通知し、または財務代理人へ書面により通知させる。

財務代理人は、行使された英国ペイルイン権限について前記「公告の方法」に従い実務上可能な限り速やかに、発行会社のために本社債権者に対し公告する。

(C) 関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限が行使された場合、返済または支払いの期限がそれぞれ到来することが予定されている時点で発行会社がかかる返済または支払いを行うことが、当該権限行使に従って作成される規定もしくは実施される措置に整合し、かつ、発行会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき許される場合を除き、発行会社は、本社債に基づく未払債務が関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の対象となった範囲で、本社債に基づく(元金の返済、利息の支払いおよび期限の到来したその他の支払いにかかる)支払債務を免除される。

(D) 発行会社が前記「摘要(2)英国ペイルイン権限および相殺権の放棄」(B)に規定する財務代理人への通知を遅滞した場合、または同通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、英国ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。

(E) 適用法により認められる場合を除き、本社債権者は、本社債に基づきまたは本社債に関して生ずる発行会社が本社債権者に対して負担する金額について、相殺権、抗弁権または留保権を行使、主張または答弁することができず、また、各本社債権者は、本社債の保有者であることによって、かかる相殺権、抗弁権および留保権の一切を放棄したものとみなされる。

(F) 本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、本社債に関する債務不履行事由(後記「摘要(3)債務不履行事由」(A)に定義する。)または制限的債務不履行事由(後記「摘要(3)債務不履行事由」(B)に定義する。)には該当しない。

(G) 本「摘要(2)英国ペイルイン権限および相殺権の放棄」の手續に要する一切の費用(発行会社および財務代理人が被る費用を含むが、これに限定されない。)は、発行会社の負担とする。

(3) 債務不履行事由

(A) 後記「摘要(3)債務不履行事由」(E)の規定に服するが、以下の(a)ないし(e)に掲げる事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生し、かつ継続している場合、以下のとおりとする。

(a) 本社債に関して期日の到来した利息または元金の支払いについて、14日以上不履行が発生している場合。ただし、14日の猶予期間において、()かかる支払い、発行会社、関連する支払代理人もしくは本社債権者のいずれかに適用のある、財政その他の法令もしくは管轄裁判所の命令を遵守するため、または()かかる法令もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合において、上記14日間中のいずれかの時点において独立の法律顧問から受けたかかる有効性もしくは適用可能性に関する助言に従って、当該金額の支払いが行われない場合は、不履行とはならない。

(b) 発行会社が、本社債または財務代理契約に基づく発行会社のその他の義務のいずれかの履行または遵守を怠り、本社債権者が振替機関または口座管理機関が発行する本社債の保有を証明する証明書(以下「保有証明書」という。)を添付の上、発行会社に対し財務代理人の本店においてかかる不履行の通知を行った後、かかる不履行が30日以内に治癒されない場合(ただし、かかる不履行が治癒不可能な場合は除く。かかる場合、上記の通知は要求されない。)

(c) 発行会社の財産、資産または収益の全てまたは主要な部分に対する差押え、担保権設定、強制執行その他法的手続の請求が行われ、90日以内にそれらが解除または取り消されない場合。

(d) 発行会社が倒産、破産または(英国1986年倒産法第123条(1)または(2)の意味において)支払期日が到来した債務につき支払不能となるか(または法律もしくは管轄裁判所によりそのようにみなされるか)、債務の全てまたは主要な部分の支払いの停止、留保または停止もしくは留保の虞がある

か、全ての債権者とまたは全ての債権者の利益のために包括的財産委付を行うかまたは取決めもしくは和解をするか、あるいは、発行会社の全てまたは主要な部分の債務に関して支払猶予が合意または宣言されている場合。

- (e) 発行会社に関して管財人が任命されるか、発行会社の解散、清算もしくは管理の命令が発せられるか、発行会社の解散、清算もしくは管理の有効な決議が可決されるか、発行会社がその解散もしくは管理命令を適用するもしくは申し立てるか、発行会社がその事業もしくは運営の全てもしくは相当な部分を停止するか、または、発行会社がその事業もしくは運営の全てもしくは相当な部分を取締役会の公式な措置により停止する虞がある場合。ただし、いずれの場合も、その条件が特別決議により事前に承認されている再建、合併、再生、吸収合併または新設合併を目的とし、かつ、その後にかかる再建、合併、再生、吸収合併または新設合併が行われる場合を除く。

いずれの場合についても、それぞれの各本社債は、当該本社債の支払期日が既に到来していない限り、その時点の当該本社債権者の選択により発行会社の代理人である財務代理人に対しその本店において、保有証明書を添付の上、書面による通知をなすことにより、かかる書面による通知を発行会社の代理人である財務代理人がその本店において受領した日に、期限の利益を喪失し、その時点で未償還の当該本社債の金額の100%に等しい金額に、かかる日（同日を含む。）までの経過利息を付して、直ちに支払われる。ただし、かかる日より前に本社債全てについて一切の債務不履行事由が治癒されている場合はこの限りでない。

- (B) 後記「摘要(3)債務不履行事由」(E)(a)の作用により前記「摘要(3)債務不履行事由」(A)に代えて本「摘要(3)債務不履行事由」(B)が適用される場合、以下のとおりとする（下記(a)および(b)に定める事由を「制限的債務不履行事由」という。）。

- (a) 特別決議により事前に承認されている再建、合併、再生、吸収合併または新設合併を目的とする場合を除き、発行会社の解散の命令が発せられるかまたは発行会社の解散の有効な決議が可決される場合、それぞれの各本社債は、以下の規定の制限の下、当該本社債の支払期日が既に到来していない限り、その時点の当該本社債権者の選択により発行会社の代理人である財務代理人に対しその本店において、保有証明書を添付の上、書面による通知をなすことにより、かかる書面による通知を発行会社の代理人である財務代理人がその本店において受領した日に、期限の利益を喪失し、その時点で未償還の当該本社債の金額の100%に等しい金額に、かかる日（同日を含む。）までの経過利息を付して、直ちに支払われる。

- (b) 本社債に関して支払期日の到来した元金または利息の支払いについて不履行が発生し、かかる不履行が14日間継続する場合、各本社債権者は、以下の規定の制限の下、その裁量によりかつ更なる通知を行うことなく、イングランド（England、その他の場所は不可）において発行会社の解散手続を申し立てることができる。ただし、14日の猶予期間において、（ ）かかる支払い、発行会社、関連する支払代理人もしくは本社債権者に適用のある、財政その他の法令もしくは管轄裁判所の命令を遵守するため、または（ ）かかる法令もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合においてかかる14日の猶予期間中のいずれかの時点において独立の法律顧問から受けたかかる有効性もしくは適用可能性に関する助言に従って、当該金額の支払いが行われない場合は、不履行とはならない。

- (C) 後記「摘要(3)債務不履行事由」(E)(a)の作用により前記「摘要(3)債務不履行事由」(A)に代えて前記「摘要(3)債務不履行事由」(B)が適用される場合、以下のとおりとする。

- (a) 前記「摘要(3)債務不履行事由」(B)の規定を害することなく、発行会社が社債の要項において発行会社に対して拘束力を有する本社債に関連する義務、条件または規定（本社債により生じる発行会社の支払義務（本社債に関する元金または利息の支払いおよび義務の違反に対する損害賠償の支払いを含むが、これらに限定されない。）を除く。）を履行または遵守しない場合、各本社債権者は、以下の規定の制限の下、その裁量によりかつ更なる通知を行うことなく、かかる義務、条件または規定を執行するために適切と考える手続を、発行会社に対して開始することができる。ただし、発行会社は、かかる手続の結果として、いかなる金額についても当該金額が本来支払われるべき時より早く支払う義務を負わない。

- (b) 適用法によるものを除き、本社債権者は、前記「摘要(3)債務不履行事由」(B)および前記「摘要(3)債務不履行事由」(C)(a)に定める事項ならびに発行会社の解散手続における請求のほか、発行会社からいかなる救済（相殺または類似する事由にかかる権利の行使を含む。）も受けられない。

- (D) ()前記「摘要(3)債務不履行事由」(A)(b)ないし(e)もしくは前記「摘要(3)債務不履行事由」(B)(a)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または()時の経過もしくは通知の付与またはその双方により当該事由を構成することとなる事態が存在する場合、発行会社は、直ちに、または上記()の場合には当該事態を発行会社が知るところとなった場合に直ちに、かかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。また、前記「摘要(3)債務不履行事由」(A)(a)または前記「摘要(3)債務不履行事由」(B)(b)に掲げる事由が発生した場合、または時の経過によりかかる事由が発生する事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。
- (E) (a) 前記「摘要(3)債務不履行事由」(A)に基づく本社債の期限の利益の喪失を宣言する本社債権者の権利のために、本社債について損失吸収不適格事由が発生している場合、それ以降、本社債権者からの同意を得ることなく、前記「摘要(3)債務不履行事由」(A)に代えて、前記「摘要(3)債務不履行事由」(B)が本社債に適用される。この場合、発行会社は、かかる権利のために当該損失吸収不適格事由が発生している旨、当該適用日および関連する具体的事実を記載した、発行会社の取締役2名が署名した証明書を、当該適用後7日以内で可能な限り速やかに、財務代理人に対し交付する。
- (b) 発行会社は、当該適用後23日以内に、前記「摘要(3)債務不履行事由」(B)の本社債への適用を前記「公告の方法」に従い本社債権者に対し公告する。
- (c) 前記「摘要(3)債務不履行事由」(E)(a)に基づいて発行会社が財務代理人に交付した証明書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。
- (d) 前記「摘要(3)債務不履行事由」(E)(c)に規定する謄写に要する一切の費用はこれを請求する本社債権者の負担とする。
- (F) 本「摘要(3)債務不履行事由」の上記規定にかかわらず、本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、債務不履行事由または制限的債務不履行事由には該当しない。
本「摘要(3)債務不履行事由」の手続に要する一切の費用(前記「摘要(3)債務不履行事由」(E)(c)に規定する謄写に要する費用を除く。)はこれを発行会社の負担とする。

(4) 元利金の支払い

本社債の元利金の支払いは、振替機関業務規程等における支払代理人としての資格において行為する財務代理人(以下「支払代理人」という。)により、振替法および振替機関業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じてまたは直接行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

固定利息支払日または任意償還日が東京営業日でない場合、本社債権者は、その翌東京営業日まで期日の到来した金額の支払いを受ける権利を有さず、また、かかる支払いの繰延べに関して、追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

支払代理人が支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額をかかる支払期日後に受領した場合、発行会社は、前記「公告の方法」に従い、本社債権者に対し、支払代理人によるかかる金額の受領の後実務上可及的速やかに、ただし遅くとも14日以内に、かかる受領がなされた旨ならびに支払日および支払方法を公告しまたは財務代理人をして公告させる。かかる受領の時点で支払日または支払方法(またはその双方)を決定することができない場合、発行会社または財務代理人はかかる金額を受領した旨ならびに決定されている範囲内で支払日および/または支払方法について本社債権者に対し公告を行い、後日、かかる未決定事項の決定後実務上可及的速やかに、支払日および/または支払方法について、本社債権者に対して公告を行う。かかる公告に関して生じる一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(5) 本社債の様式等

振替法に規定される一定の場合を除き、本社債について社債券(以下「本社債券」という。)は発行されない。本社債券が発行される場合には、支払期日未到来の利札付無記名式の本社債券のみが発行され、当該本社債券の発行に関連して発生する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。本社債権者は、当該本社債券の記名式への変更、分割または併合を要求することはできない。当該本社債券が発行された場合、本社債の元利金の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、な

らびに本社債に関するその他一切の事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

(6) 時効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(7) 社債原簿

本社債の社債原簿は、財務代理人が発行会社に代わってこれを作成の上管理し、財務代理人がその本店に備え置く。

(8) 通貨の補償

本社債の元金もしくは利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が、日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関し本社債権者がかかる通貨によって受領または回収したいかなる金額も、本社債権者が円貨によって受領または回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、本社債権者に対し、()かかる判決または命令のために円貨表示額が他の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と()かかる判決もしくは命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。あらゆる適用ある法律により認められる範囲において、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務であり、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が支払いを猶予したか否かを問わず適用されるものとし、いかなる判決または命令にもかかわらず完全な効力を有し続ける。

(9) 租税

(A) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元利金の全ての支払いは、英国もしくはその下部行政区画の、またはそれらもしくはそれらの域内の課税権限を有する当局により、またはこれらいずれかのために、課され、賦課され、徴収され、源泉徴収されまたは算定される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金または公租公課のために、またはそれらを理由として、源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律によりかかる源泉徴収または控除が要求される場合は、この限りでない。かかる場合、発行会社は、源泉徴収または控除がなされなければ本社債権者が本社債について受領していたであろう金額を源泉徴収または控除が行われた後に受領できるように追加額(以下「追加額」という。)を支払う。ただし、()単に本社債を保有すること以外に、英国と関連を有することを理由としてかかる税金、賦課金または公租公課が課される本社債権者または当該本社債権者のための第三者に対しては、本社債に関するかかる追加額は支払われず、または()(本社債券が発行された場合に限り)本社債券が関連日(以下に定義する。)から30日を経過した後に支払いのための呈示がなされた場合(ただし、関連日から30日目の日に支払いのために本社債権者が本社債券を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。)は、本社債に関するかかる追加額は支払われない。

本「摘要(9)租税」(A)において、「関連日」とは、最初に支払期日の到来した日、もしくは支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合には未払金額の全額が支払われた日、または(他の日より早く到来する場合には)本社債券が支払いのためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨(ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。)が本社債権者に対し正式に通知された日から7日を経過した日をいう。

(B) 本「1 社債(短期社債を除く。)の募集」(前記「摘要(9)租税」(A)を除く。)において元金または利息には、前記「摘要(9)租税」(A)に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要(9)租税」の手続に要する一切の費用はこれを発行会社の負担とする。

(10) 日本国における課税

以下は、本社債に適用される日本国における課税に関する検討事項の概要を記載したものである。ただし、以下の概要は、各本社債権者に適用される本社債に関する課税についての検討事項の全てを説明するためのものではない。

本社債の購入を検討している者は、本社債への投資に伴う日本国における課税に関する具体的な影響については、ご自身の日本の税務アドバイザーに助言を求めていただきたい。

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

(11) 連合王国における課税

以下の記述は、本社債に係る(1)元利金の支払いに関連する、本書提出日現在の連合王国における源泉徴収課税の取扱い、ならびに(2)連合王国の印紙税および印紙留保税(以下「SDRT」という。)にかかる一定の情報について要約したものである。本要約は、現行法(2018年11月11日現在(連合王国時間))および連合王国歳入税関庁(以下「歳入税関庁」という。)の実務に依拠しているが、これらは将来、時には遡及的に、変更されることがある。以下の記述は、本社債の取得、保有および処分に係る連合王国のその他の課税上の取扱いについて記述したのではない。以下の記述は、もっぱら本社債の完全な実質所有者である者の地位に関連するものである。以下の記述は情報の提供を目的とする一般的な指針であり、十分な注意をもって取り扱われるべきである。以下の記述は税務上の助言を提供することを意図したものではなく、本社債の購入希望者に関連する可能性があるすべての税務上の検討事項について記述することを目指したものでない。本社債権者は、自らの税務上の地位について何らかの疑いがある場合は、専門家に助言を求めるべきである。本社債権者が本社債の取得、保有または処分について連合王国以外の管轄地で納税義務を負う可能性がある場合は、かかる納税義務の有無(および納税義務がある場合はいずれの管轄地の法律に基づいてかかる納税義務を負うか)について、専門家の助言を求めることが特に望ましい。なぜなら、以下の記述は、本社債に係る支払い、印紙税およびSDRTについて、もっぱら連合王国における課税上の一定の側面を述べたものに過ぎないからである。本社債権者は特に、本社債に係る支払いについては、たとえかかる支払いが連合王国の法律に基づく課税上の(またはこれを理由とする)源泉徴収または控除なしに行われる場合であっても、他の管轄地の法律に基づく納税義務を負う可能性があることに留意すべきである。

(A) 連合王国の源泉徴収税

- (1) 利息の支払いを受ける権利を伴う本社債は、承認された証券取引所に上場されており、かつ上場され続けるという場合に限り、「上場ユーロ債」を構成する。かかる本社債が上場ユーロ債であり、かつ上場され続けている間、本社債についてなされる利息の支払いについては、連合王国の所得税上の(またはこれを理由とする)源泉徴収または控除なしに行うことができる。

歳入税関庁のコミッショナーが下した命令により、承認された証券取引所として指定された取引所において取引が許可されている場合、証券は、この目的において、「承認された証券取引所に上場」され、連合王国オフィシャル・リスト(2000年金融サービス市場法第6章の意味における)に含まれるか、または一般に欧州経済地域加盟国に適用される規定に相当する規定に基づき、承認された証券取引所を持つ連合王国外の国において正式に上場される。

香港証券取引所は承認された証券取引所である。発行会社は、現行の歳入税関庁の実務につき、かかる取引所のメインボードに正式に上場されかつ取引が許可されている証券は、これらの目的において「承認された証券取引所に上場」されているとみなされる、と理解している。

- (2) 上記(1)に記載する免除規定に該当しないその他すべての場合において、本社債の利息の支払いは、基本税率(現行では20%)により連合王国の所得税を控除してなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用ある二重課税防止条約の規定または適用される可能性のあるその他の免除規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合にはこれに従う。

(B) 連合王国の源泉徴収税に係るその他の規則

- (1) 利息の支払いが、連合王国の所得税の控除を受けて行われた場合、連合王国に居住していない本社債権者は、適用ある二重課税防止条約に適切な規定があるときまたは現地の税法上可能なときには、控除税額の全部または一部を回復できる可能性がある。

- (2) 本社債が元本金額の100%を下回る発行価格で発行される場合、かかる本社債の割引相当部分については、上記(A)の諸規定により、一般的に連合王国の源泉徴収税は課されない。
- (3) 本社債が、額面を超える金額にて償還される（またはそうなる可能性がある）場合は、（割引価格で発行される場合とは異なり、）かかる額面超過相当部分は、利息の支払いを構成する可能性がある。利息の支払いは、上記に概説した連合王国の源泉徴収税に服する。
- (4) 上記にいう「利息」とは、連合王国の税法上解釈される「利息」を意味する。上記は、他の法律に基づき、または、本社債の要項もしくは関連する書類によって設定される、「利息」または「元本」についてのいかなる異なる定義も考慮に入れていない。本社債に係る支払いが、連合王国の税務目的上、利息を構成せず（または利息として扱われず）、例えば、連合王国の税務目的上、年次払いまたは貸株関連払（manufactured payment）を構成する（またはそのように扱われる）場合（特に、本社債の特定の発行条件に規定する諸要項によって決定される）は、連合王国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。この場合には、連合王国の所得税が控除されて（源泉徴収税率は当該支払いの性質による）支払いがなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用される可能性のある源泉徴収の免除規定および適用ある二重課税防止条約の規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。本社債権者は、本社債に係る支払いであって、連合王国の税法上の解釈においては「利息」または「元本」を構成しないものに係る源泉徴収税上の取扱いについて、各自専門家の助言を求めべきである。
- (5) 本「摘要(11)連合王国における課税」と題する上記の概要は、発行会社の代替がないことを前提とするものであり、かかる代替があった場合の税務上の影響については考慮していない。
- (C) 連合王国の印紙税およびSDRT
- (1) 本社債の発行について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。
- (2) 本社債の譲渡について、かかる譲渡が電磁的方法によってのみ行われ、譲渡を有効ならしめるために他の証書が用いられないことを条件として、連合王国の印紙税の支払いを要しない。
- (3) 本社債の譲渡または譲渡の合意について、以下の事項を条件として、SDRTは課されない。
- (a) 本社債の額面金額に対して商取引上合理的な利益を超える金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。
- (b) 本社債の額面金額を超え、2000年金融サービス市場法第6章との関係において所轄官庁として活動する金融行為規制機構のオフィシャル・リストに挙がっている貸出資本の発行条件に基づいて（同様の額面金額について）一般に返済される金額に合理的には相当しない金額の返済を受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。
- (c) ある事業もしくはその一部の業績または資産の価値を参照して決定される、または決定された金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。
- 上記(a)ないし(c)は事実関係次第である。
- (4) 本社債の償還について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)	(未定)	(未定)

(2)【手取金の使途】

本社債の発行による手取金純額は、当該社債が返済されるまでの間、随時、発行会社ならびにその子会社および従属会社の貸付、信用取引、投資またはその他のバンキング・ビジネス活動に使用される。

第2【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本社債は、発行会社による任意償還の対象となる可能性がある

本社債は、「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 償還の方法」(2)、(3)および(4)に記載の状況下において、そこに規定されるとおり、発行会社の選択により、償還日として確定した日付までに発生した利息とともに、元金額で償還されることがある。

任意償還の特性として、本社債の市場価値が制限される可能性がある。発行会社が本社債の償還を選択し得る期間中、または本社債の償還の選択可能性があると認知された場合は、一般的に本社債の市場価値は償還価額を超えて著しく上昇することはない。こうした事態は、償還可能な期間前にも発生する可能性がある。

発行会社は、借入費用が本社債の金利を下回る場合、本社債を償還すると予測され得る。この場合、概して、投資家は償還される本社債の金利と同水準に高い実効金利では償還手取金を再投資することができず、著しく低い利率で再投資を余儀なくされる可能性がある。投資を考える者は、その時点で利用可能なその他の投資と照らし合わせた再投資のリスクについて検討すべきである。

本社債はバイルインの対象となる可能性がある

EU銀行再生・破綻処理指令（以下「BRRD」という。）に基づき、規制当局および破綻処理業務の責任を担うその他の機関（以下「破綻処理機関」という。）は、破綻処理条件に該当する（存続不能状態に陥った、または陥るおそれがあるという決定を含む。）関連するEUの銀行および投資会社（以下「該当機関」という。）および/もしくはEEA内のその持株親会社の特定の無担保債務を減額する、またはかかる無担保債務を資本に転換する権限（以下「バイルイン権限」という。）を行使することができ、かかる行使は、当該該当機関および/もしくはEEA内持株親会社の資本の再構成（該当機関の事業の適切な再編成に従う。）、または破綻処理機関が該当機関の破綻処理に関連して設立するブリッジ機関への資本提供のいずれかを目的として行われる。BRRDに定める一定の例外（担保付き債務、加盟国の預金保証制度に基づき保証される銀行預金、顧客の金員の保有により生じる債務、当初の満期が7日未満の他のグループ外の銀行または投資会社に対する債務ならびにその他特定の例外を含む。）に従うことを条件に、該当機関および/またはそのEEA内持株親会社のすべての債務は、潜在的にバイルイン可能債務（以下「適格債務」という。）とすべきことが意図されている。破綻処理機関は、破綻しつつある該当機関および/またはEEA内持株親会社の株式およびその他の適格債務については、BRRDが定める優先順位（例えば、当該優先順位に従った場合、劣後債券はシニア無担保債券より先に減額または転換が行われる。）に従ってバイルイン権限を適用する。破綻処理機関に付与されるバイルイン権限には、該当機関の特定の無担保債券の減額もしくは該当機関の株式への転換、かかる債券について満期の到来した未払残高の減額（ゼロまで減額することを含む。）またはかかる債券の消却を行う能力も含まれる（例えば、債券満期の変更。）。該当機関を支援するために利用可能な公的財政支援は、破綻処理措置（バイルイン権限を含む。）を実務的に可能な範囲で最大限活用した後での最終手段としてのみ利用されることとなる。なお、英国においては、2014年12月31日以降、バイルイン権限が有効に存続している。

本社債は、BRRDに定めるバイルイン権限の対象に含まれる（英国は、2013年金融サービス（銀行改革）法および第二次法を通じてBRRDを施行しており、これにより第4の安定化策としてバイルインが導入され、

2009年銀行法に定めるそれ以前からある3つの既存の安定化策に加え、イングランド銀行が2009年銀行法に基づきペイルイン権限を行使することができる。)。本社債の元金の全部または一部をペイルイン権限の対象とするか否かの決定について、発行会社は予期できない可能性があり、また発行会社の支配が及ばないおそれがある。したがって、かかる減額または転換権限の対象となる本社債に関する取引の動向が他の種類の有価証券に関する取引の動向に倣うことを必ずしも期待することはできない。本社債が、BRRDに定めるペイルイン権限の対象となることが最終的に決定された場合には、関連する本社債の市場価値に悪影響が及ぶ可能性がある。

投資を考える者は、本社債権者が当該本社債に対する投資および未払利息請求権のすべてを失うかもしれないリスクについても熟考すべきである。ペイルイン権限の適用により減額された金額は、取消不能の形で失われ、その場合本社債権者は、(i)本社債の減額された元金および(ii)本社債の元金全額が減額された場合には、当該金額に関して生じる未だ発生していない債務に対する請求権を失うことになる。英国破綻処理機関が本社債の元金の一部を減額するためにペイルイン権限を行使した場合、社債の要項は、元金の減額を反映した支払利息額の修正を行った上で、残りの元金に関して引き続き適用される。

英国破綻処理機関がペイルイン権限を行使する場合には、債権者が、破綻処理権限が行使される直前に該当機関が通常の倒産手続きにより清算されたとしたら負担したはずの損失より、大きい損失を被らないようにしなくてはならない。ただし、かかる限定があっても、英国破綻処理機関が上記のようにペイルイン権限を行使した場合に、本社債権者が本社債に対する投資のすべてを失うことにはならないという保証はない。

「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - (2)英国ペイルイン権限および相殺権の放棄」も参照のこと。

振替制度における記録等

英国ペイルイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は未だ明らかではない。英国ペイルイン権限の行使についての公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、英国ペイルイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、英国ペイルイン権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、英国ペイルイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、英国ペイルイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、英国ペイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

LIBOR

2017年7月27日付で金融行為規制機構（以下「FCA」という。）のアンドリュー・ベイリー長官は、FCAが2021年末までにロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）を廃止する方針を発表した。FCAは、現行のLIBOR提示行が自主的にかかる期限までLIBORを維持することを示唆したが、FCAがかかる期限後にLIBOR提示行に対してLIBORの維持を説得または強制することはない。LIBORを運営するICEベンチマーク・アドミニストレーションおよびLIBOR提示行が、2021年後も引き続き自主的に現在と同様にLIBORを提示する可能性はある。しかしながら、2021年後にLIBORが現行の形式または何らかの形式で維持される保証は

ない。本社債の満期までの最終1年間における金利は、LIBORを参照して決定されることから、LIBOR廃止の可能性またはLIBOR運営方法の変更は、本社債に悪影響を及ぼすおそれがある。これは、影響を受ける本社債に対する投資の市場価値およびかかる本社債に基づき支払われる金額に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

投資家は、LIBORが廃止された場合または利用不能となった場合に、該当期間中においてLIBORを参照する本社債の金利が、本社債に適用されるフォールバック条項により決定されることを認識すべきである。社債の要項には、LIBOR（LIBORを表示するページ（またはその後継サービス）を含む。）が利用不能となった場合における一定のフォールバック条項が規定される。こうしたフォールバック条項により、社債の要項の利息計算条項を調整しなければならない可能性がある。金利指標または金利指標に基づく利息計算条項の変更が実施される前であっても、代替的な参照金利の特性または当該金利指標の変更の可能性に関する不確実性は、本社債の期間中における当該金利指標の運営に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに、潜在的には当該金利指標に連動するまたは当該金利指標を参照する本社債からの収益および本社債の取引市場の双方にも悪影響を及ぼす可能性がある。

本社債に関連する一定の状況（LIBORの運営廃止を含む。）においては、上記のフォールバック条項により、以下の事象が発生する可能性がある。

- 該当する金利は、発行会社が任命する独立アドバイザーが決定する後継レートもしくは（該当する場合）代替レート、または発行会社が（合理的な努力によっても）独立アドバイザーを任命できなかった場合もしくは発行会社が任命した独立アドバイザーがかかる決定をできなかった場合には、発行会社が決定する後継レートもしくは（該当する場合）代替レートを参照して（場合に応じて）設定または決定される可能性があること。
- かかる後継レートまたは（該当する場合）代替レートは、独立アドバイザーまたは（該当する場合）発行会社によって（必要な場合）調整される可能性があること。

いずれの場合も、独立アドバイザー及び（該当する場合）発行会社は、「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 利息支払の方法(3)」において詳述の通り、誠実かつ商業的に合理的な方法で行為することとなる。

後継レートまたは（該当する場合）代替レートを有効にするためには、日本法に基づき許容される範囲で本社債権者の承諾を要しないものとする。加えて、後継レートまたは（該当する場合）代替レートを有効にするためになされた社債の要項（またはその他の書類）のその他関連する調整および/または変更についても、日本法に基づき許容される範囲で本社債権者の承諾を要しないものとする。

一定の状況（後継レートまたは（該当する場合）代替レートが決定されない場合、および、発行会社単独の決定により、発行会社もしくは当グループの適格債務最低基準（MREL）を考慮した本社債の適格性を害する場合または合理的にそのおそれがある場合、かかる後継レートまたは代替レートが採用されない場合を含む。）における満期までの最終1年間の最終的な代替的措置は、利率が、その決定よりも前（何年前となる可能性もある。）に公表された直近のLIBORを基準に決定されることになる可能性がある。この場合、変動利息期間中において実質的に固定金利を適用しなければならないことになる。さらに、後継レートおよび代替レートの利用可能性ならびに独立アドバイザーの関与に関連する不確実性により、フォールバック条項が、当該時期中に機能しなくなるおそれもある。

こうした状況はいずれも、本社債の価値および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、上記の事項のいずれかまたはその他適用レートの設定もしくは存在の著しい変更は、発行会社が本社債に基づき義務を履行する能力に影響を及ぼし、本社債の価値または流動性および本社債に基づく支払額に重大な

悪影響を及ぼすおそれもある。投資家は、独立アドバイザーまたは（該当する場合）発行会社が、上記の状況下においては適用のある後継レートまたは（該当する場合）代替レートを調整することができることに留意されたい。こうした調整は予想外の商業的結果をもたらす可能性があり、本社債権者それぞれに特有の状況によるため、かかる調整が本社債権者にとって有利に働く保証はない。独立アドバイザーは、専門家として誠実に行為することが求められ、（不誠実な行為または不正がなかった場合には）発行会社による決定またはかかる状況下でなされた発行会社の決定に関連して発行会社に対してなされた助言につき、発行会社または本社債権者に対して如何なる責任を負うことはない。

投資家は、本社債に係る投資判断をするに当たり、上記の事項の全てについて検討すべきである。

不払いに対する救済措置の制限

「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - (3)債務不履行事由」(E)(a)により損失吸収不適格事由が発生した場合、同(B)が本社債に適用され、その結果、本社債権者が本社債の元金または利息に関して支払われるべき金額を回収するために行使可能な救済措置が制限されることになる。特に、特定の解散事由が発生した場合を除き、本社債権者は、償還金額に経過利息を付して直ちに本社債を償還するよう発行会社に通知する権利を喪失する。

持株会社体制および本社債の構造上の劣後

発行会社は持株会社であり、子会社を通じて、すべてのビジネスを行っている。本社債に関する支払いは、当社の子会社のすべての既存および将来の債務および義務に構造上劣後する。かかる子会社の債権者の請求権は、当該子会社の資産に関しては発行会社およびその債権者（本社債の保有者を含む。）に優先する。本社債に関する発行会社の支払債務は、発行会社単独の債務であり、そのいかなる子会社または関連会社によっても保証されるものではない。社債の要項には、発行会社の子会社または関連会社がさらに無担保または担保付きの債務を負担することのできる能力に対するいかなる制約も含まれない。

さらに、持株会社として発行会社が支払いを行う能力は、子会社および関連会社からそれぞれ受領する配当、分配金または前渡金に依拠している。当社の子会社および関連会社が配当またはかかるその他の金額の支払いを行う能力は、それぞれの収益性、適用法令、自己資本の充実度および借入その他の契約に含まれる支払に対する制約によって左右される。

自己資本比率の枠組みの実施および/またはその変更の結果、特定の場合における本社債のリスク・ウェイトおよび/または本社債権者による損失吸収に変更が及ぶことがある

バーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」または「バーゼル委員会」という。）は、市場規律およびリスク感応度をさらに重視した枠組みを2004年に採択した。この枠組みの包括版が、2006年6月に、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組（包括版）」（以下「バーゼルII」という。）という表題で公表された。

バーゼルIIは複数の段階に分けた実施が求められており、2007年1月1日より信用リスクに対するバーゼルIIの標準的手法および基礎的内部格付（以下「IRB」という。）手法の適用が、また2008年1月1日より信用リスクに対する先進的IRB手法の適用およびオペレーショナル・リスクに対する先進的計測手法（以下「AMA」という。）の適用が求められていた。しかしながら、バーゼルIIは自動的に施行されるものではなく、したがって各国の施行日は各国の国内実施プロセスに左右される。

2009年7月、バーゼル委員会は、証券化商品および市場リスクの取扱いに関する不備を補完するためバーゼルIIの変更に合意した。トレーディング勘定の資本要件の算定に内部モデルを使用している銀行は、12か月間の重大なストレス期間からのヒストリカル・データに基づき、ストレスのかかったバリュエーション・アッ

ト・リスクを算出することを求められる。トレーディング勘定の個別リスクに関して内部モデルを使用している銀行は、デフォルト・リスクと格付け遷移リスクを捕捉するため、信用力に対するセンシティブ・ポジションに関する自己資本賦課も算出しなければならない。これらの変更は2011年12月31日より導入され、トレーディング勘定取引のための資本要件を大幅に引き上げた。EUでの実施は、投資会社にも適用される資本要件指令への改正を通じて行われた。トレーディング活動への適用規則に関するより基本的な見直しは、現在、BCBSによって実施されており、その結果、さらなる変更が行われる可能性がある。外部格付けの利用も検討されており、2010年10月27日、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は、基準、法律および規則における信用格付機関による格付けへの依存度を引き下げる方針を発表した。

既存の自己資本基準を強化し、流動性に係る最低基準を定めることを目的とし、2010年12月に最終決定された、BCBSによる新たな資本要件および流動性要件に関する提案（一般に「バーゼルIII」という。）により、とりわけ、規制目的上の自己資本として適格な商品についての新たな定義、特定の取引から生じるカウンターパーティの信用リスク・エクスポージャーに関する資本要件の強化措置、レバレッジ比率および流動性の測定基準が導入される。

バーゼルIIIは、指令（以下「CRD IV指令」という。）および規則（以下「CRD IV規則」といい、CRD IV指令と併せて、以下「CRD IV」という。）で構成される包括的な法令を通じて、EUにおいて実施されている。CRD IV指令は、各加盟国が国内法化を通じて国内で実施しなければならない一方、CRD IV規則は直接、各加盟国で適用されるため、国内法化の措置は不要である。CRD IVは2013年4月16日に合意に達し、本文の最終版は2013年6月26日にEU官報に公表された。加盟国は、（特定の例外事項および暫定的な取決めに服することを条件として）2014年1月1日より新たな規制要件の適用が求められた。CRD IVを通じて導入される規制要件の変更は、改訂後の枠組みに従った規制要件の対象となる投資家に関しては（結果的に、本社債の流動性および/または価値に影響が及ぶ可能性があるため）、本社債を保有することへのインセンティブに影響を及ぼす可能性がある。

2013年金融サービス（銀行改革）法により2000年金融サービス市場法（以下「FSMA」という。）が改正され、英財務省には、金融機関に対して債務証券を発行するよう、または債務の一部が特定の種類の債券によって構成されるよう要求する権限が付与された。かかる権限は、CRD IVに基づく規制資本要件に追加されるものとなっている。英財務省は、必要に応じて特定の銀行グループに対し、BRRDに基づくバйлイン権限の対象とすることが見込める量の総損失吸収力（TLAC）の保有を求め、当該権限を行使するつもりであることを示唆した。本社債は、かかるバйлイン権限の対象となる可能性がある（上記「本社債はバйлインの対象となる可能性がある」を参照のこと）。2013年金融サービス（銀行改革）法は、イングランド銀行が2009年銀行法に従って行使することのできる第4の安定化策として、バйлイン権限の導入を規定している（詳細については、下記「第三部 参照情報」に参照書類として掲げる外国会社半期報告書の補足書類(1)「第三部「第一部企業情報 - 第3事業の状況 - 4事業等のリスク」」において述べられている「当グループの事業および業務が規制当局によって策定された破綻処理策（EU銀行再生・破綻処理指令および2009年銀行法に従って導入されたものを含む。）の影響を受ける可能性がある」と題するリスク要因を参照のこと）。

上記のいずれも、バーゼルI（すなわち、1988年7月にBCBSが公表した「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」およびBCBSが1996年1月に公表した「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」であり、いずれもBCBSによる改正を含む。）、バーゼルIIまたはバーゼルIIIに従った、またはこれらに基づく自己資本比率規制の適用を受ける投資家（EU/EEAにおいては、銀行および投資会社を含む。）に関しては、本社債のリスク・ウェイトに影響を及ぼす可能性がある。

本社債に関する減額、資本への転換またはベイルインは、本社債の保有者のポジションに悪影響を及ぼす可能性があり、その結果として、本社債の流動性および/または価値に影響を及ぼす可能性がある。下記「第三部 参照情報」に参照書類として掲げる外国会社半期報告書の補足書類(1)「第三部「第一部企業情報 - 第3事業の状況 - 4事業等のリスク」」において述べられている「当グループは、資本、レバレッジおよび流動性要件の引き上げなど、新たなプルデンシャル基準を規制当局が課すリスクにさらされている」と題するリスク要因を参照のこと。

他のすべての点に関して、発行会社は、投資家自身の財務実績に対する新たな規制要件の実施の結果生じる可能性のある変更をもたらす正確な影響または本社債の市場価値への影響について予測することはできない。本社債への投資を考える者は、リスク加重資産の枠組みの変更（上記に記載されるバーゼルIIおよびバーゼルIIIの変更を含む。）および関連する実施措置により生じ得る結果ならびにこれにより自身が被る可能性のある影響について、また提案が行われている、または提案の過程にある減額、資本への転換またはベイルインを含むその他の変更についても、自身のアドバイザーに相談すべきである。

EUはまた、「ソルベンシーII」と呼ばれる保険会社の支払能力についての新たな枠組みも構築した。加盟国は2015年3月31日までにソルベンシーIIの実施を求められており、企業は2016年1月1日からこの新規制を遵守しなければならない。ソルベンシーIIに基づき採用された保険会社のための投資規則へのアプローチは、従前の欧州保険指令に基づくアプローチとは、大きく異なっている。

発行会社は、ソルベンシーIIの実施により生じると予想される変更が本社債の市場価値に及ぼす正確な影響について、また本社債をソルベンシーIIに基づく資本要件の充足に使用することのできる適格性について、まだこれ以上予測することはできない。本社債への投資を考える者はソルベンシーIIの対象となるため、ソルベンシー規制および保険会社のための投資規則の変更により生じ得る結果ならびにこれにより自身が被る可能性のある影響について、自身のアドバイザーに相談すべきである。

本社債に関連する投資家情報の開示について

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社である大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社またはSMBC日興証券株式会社のいずれかに対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社へ開示、提供および共有される予定である。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録目論見書の表紙に発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

発行登録目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本発行登録目論見書第二部第1「参照書類」に掲げられた参照書類には、英語により記載された外国会社報告書（本項において、その訂正報告書を含みます。）および外国会社半期報告書が含まれていますが、日本語により記載された有価証券報告書または半期報告書は含まれておりません。

また、外国会社報告書および外国会社半期報告書の補足書類には、当該外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益または投資者保護のため必要かつ適当なものと発行会社が判断する企業内容等の開示に関する内閣府令で定められた事項の要約の日本語による翻訳文が含まれていますが、これら以外に、上記の参照書類には、外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項の日本語による翻訳文は含まれておりません。ただし、本発行登録目論見書第二部第2「参照書類の補完情報」には、当該外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項のうち、発行会社が公益または投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文が含まれています。」

「本社債について社債の管理会社は設置されません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合など、必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではありません。」

「本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。本社債は、証券法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国においてまたは米国人に対してもしくは米国人の計算においてもしくは米国人の利益を目的として、募集または売付けされてはなりません。本項において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有します。」

< 上記の社債以外の社債に関する情報 >

第二部【参照情報】

(以下の訂正が2018年8月31日付発行登録書の「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示されている。また、「第2-3 提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文」は新しく挿入される。)

第1【参照書類】

(訂正前)

(中略)

7【訂正報告書】

該当事項なし。

(訂正後)

(中略)

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記4の外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書)を2018年11月12日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類(以下「有価証券報告書」という。)並びに外国会社半期報告書及びその補足書類(以下「半期報告書」という。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書及び半期報告書の提出日以後本発行登録書提出日(2018年8月31日)まで、重要な変更その他の重要な事由は発生していない。

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録書提出日現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

(訂正後)

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書(その訂正報告書を含む。)及びその補足書類(以下「有価証券報告書」という。)並びに外国会社半期報告書及びその補足書類(以下「半期報告書」という。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、発行会社が2018年10月31日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント(本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。)の記載を除き、有価証券報告書及び半期報告書の提出日以後本訂正発行登録書提出日(2018年11月12日)まで、重要な変更その他の重要な事由は発生していない。

2 将来に関する事項について

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書には将来に関する事項が記載されているが、発行会社が2018年10月31日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（本書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、本訂正発行登録書提出日（2018年11月12日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

3 提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

(本項目に新しく以下が挿入される。)

2017年度スタンダード・チャータード・ピーエルシーの業績サマリー

2017年における当グループの収益性の著しい改善は、2015年以降行われた多くの業務上および財務上の取組みの直接の結果であり、今後さらに株主資本利益率を改善するための強固な基盤を提供する。

- ・ 595百万米ドルの再編費用およびその他の項目の考慮後に表示された税引前当期利益（法定ベース）は2.4十億米ドルであり、前年と比較して大幅に改善された。以下のすべての注釈は、別段の記載のない限り基調ベースに基づき行われており、法定ベースによる利益と基調ベースによる利益との調整は2017年アニュアル・レポート財務諸表注記2に記載されている。
- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は3.0十億米ドルであり、前年比で175%増、2016年のプリンシパル・ファイナンスにおける損失を除けば71%増であった。
- ・ 営業収益（基調ベース）は14.3十億米ドルであり、ファイナンシャル・マーケットに影響を及ぼした業界全体の低いボラティリティにより一部相殺されたものの、広範な商品にわたる増加基調により前年比で3%増加した。
- ・ 営業費用（基調ベース）は英国の銀行税を除いて9.9十億米ドルであり、前年比で3%増加した。これは主に、いくつかの重要な規制プログラムの実施および当グループの財務業績の改善から生じた変動費の増加による。
- ・ 総費用効率化が計画よりも前倒しで達成され、投資資金およびインフレの相殺のために使用された。
- ・ 英国の銀行税は220百万米ドルであり、過年度に行われた見積りを更新した後に163百万米ドル減少した。2018年の英国の銀行税は、約310百万米ドルと見込まれている。
- ・ 貸付金の減損（基調ベース）およびその他の信用リスク引当金は1.2十億米ドルであり、当グループのポートフォリオの質を改善するための管理行為を反映して、2016年の水準の半分となった。
- ・ 関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益は210百万米ドルで、2016年と比較して著しく増加した。
- ・ プリンシパル・ファイナンスの撤退に伴い当グループが負担した正味再編費用は、353百万米ドル（2015年11月以降の累計では3.1十億米ドル）であり、残存するエクスポージャーは解消されるまで清算ポートフォリオに残される。
- ・ その他の項目は、台湾における当グループの子会社に適用される割引率の引上げおよび持分投資の処分益（純額）78百万米ドルによる、320百万米ドルののれんの減損を含む。
- ・ 米国租税制度の改正により、当グループの繰延税金資産が220百万米ドル減少した。これらの改正の影響およびその他の標準化項目に係る税金を除く実効税率（基調ベース）は、32.0%であった。
- ・ 当グループの普通株式等Tier 1（以下「CET 1」という。）比率は13.6%であり、当グループは十分な資本を有し、高い流動性を有している。今年度に顧客に対する貸付金は12%増加し、負債は9%増加した。

- ・ 2018年1月1日付のIFRS第9号適用の影響は、信用引当金の1.2十億米ドルの増加および、当グループの過去の予測の範囲内である当グループのCET 1比率の約15ベース・ポイントの低下（見積り）である。経過規定に基づき、CET 1比率に対する初度適用の影響は軽微である。
- ・ 2022年に実施される予定の最終バーゼル 改革に係る影響に対する、2017年のバランスシートに基づく当グループの早期評価によると、当グループのリスク加重資産（以下「RWA」という。）は10%から15%増加する。
- ・ 財務業績の改善および強固な資本を受けて、取締役会は、2017年の普通株式1株当たり11セントの年次配当から、配当を再開することを提案した。この目的は、当グループの業績の改善に従い徐々に1株当たり配当を増加させることにある。

	2017年 百万米ドル	2016年 百万米ドル	好転 / (悪化) %
営業収益	14,289	13,808	3
その他営業費用	(8,599)	(8,465)	(2)
規制費用	(1,301)	(1,127)	(15)
英国の銀行税	(220)	(383)	43
営業費用	(10,120)	(9,975)	(1)
減損損失控除前税引前営業利益	4,169	3,833	9
貸付金減損損失およびその他の信用リスク引当金	(1,200)	(2,382)	50
その他の減損	(169)	(383)	56
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益	210	25	nm
税引前当期利益（基調ベース）	3,010	1,093	175
再編費用	(353)	(855)	nm
その他の項目	(242)	171	nm
税引前当期利益（法定ベース）	2,415	409	nm
法人税費用	(1,147)	(600)	(91)
当期利益 / (損失)	1,268	(191)	nm
純利息マージン (%)	1.6	1.5	
株主資本利益率（基調ベース） (%)	3.5	0.3	
株主資本利益率（法定ベース） (%)	1.7	(1.1)	
1株当たり利益（基調ベース） (セント)	47.2	3.4	
1株当たり利益 / (損失)（法定ベース） (セント)	23.5	(14.5)	
1株当たり配当金 (セント)	11	-	
CET 1 (%)	13.6	13.6	

nm：表記するに値しない (not meaningful) (以下同じ。)

収益（基調ベース）

営業収益は14.3十億米ドルで、前年比で3%増加した。特に大中華圏および北アジアにおけるトランザクション・バンキング、ウェルス・マネジメントおよび預金の好調な勢いが、トレジャリーの収益の増加と合わせて、ファイナンシャル・マーケットにおける業界全体の低いボラティリティの影響の相殺分を上回った。

- ・ コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングの収益は、前年比で横ばいであった。プリンシパル・ファイナンスに関連して2016年に生じた損失を除くと、ファイナンシャル・マーケットにおける低いボラティリティの影響がトランザクション・バンキングからの収益の増加分を上回り、収益は3%低下した。
- ・ リテール・バンキングの収益は前年比で4%増加し、タイおよびフィリピンのリテール・バンキングからの撤退の影響を除くと、7%増加した。当グループの優先顧客に対する注力により、ウェルス・マネジメントおよび預金の業績は堅調であった。これは、個人顧客に対する無担保貸付に係るマージンの低下の影響を上回った。
- ・ コマーシャル・バンキングの収益は前年比で3%増加し、トランザクション・バンキング、ファイナンシャル・マーケットおよびコーポレート・ファイナンスにおける幅広い成長が貸付からの収益の低下分を相殺した。
- ・ プライベート・バンキングの収益は前年比で1%増加し、2016年第1四半期に計上された保険の回収を除くと6%増加した。これは、現在運用資産総額の約65%を占める投資商品からの収益の増加に起因した。
- ・ 中央およびその他の項目（セグメント）からの収益は、2016年と比較して低い利息費用の恩恵を受けて、前年比で29%増加した。上半期における積極的な金利管理からの利益および第3四半期における戦略的投資による配当は、第4四半期におけるヘッジ会計調整により大部分が相殺された。
- ・ 大中華圏および北アジアからの収益は、香港の堅調な業績および韓国におけるさらなる改善を受けて、前年比で8%増加した。
- ・ ASEANおよび南アジアの収益は前年比で5%減少した。リテール・バンキング事業からの撤退の影響を除けば、リテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキングの業績の改善が、特に当該地域のファイナンシャル・マーケットの主要なハブであるシンガポールにおけるファイナンシャル・マーケットの低いボラティリティの影響により相殺され、収益は2%減少した。
- ・ アフリカおよび中東からの収益は前年比でほぼ横ばいであり、恒常通貨ベースでは3%増加した。
- ・ ヨーロッパおよび南北アメリカの収益は、前年比で4%減少した。当グループにおけるファイナンシャル・マーケット活動のハブとしてのこの地域の位置付けにより、同地域は業界全体の低いボラティリティによる影響を特に受けた。コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングの収益の約3分の1は同地域に基盤を置く顧客から生じており、同地域は当グループに大きく貢献している。

費用（基調ベース）

その他営業費用は8.6十億米ドルであり、主に当グループの業績の改善から生じた変動費の増加により、前年比で2%増加した。

規制費用は1.3十億米ドルであり、いくつかの重要な規制プログラムの実施を反映して、前年比で15%増加した。

英国の銀行税は、過年度に行われた見積りの変更に関する105百万米ドルの利益を含め220百万米ドルであり、前年比で163百万米ドル減少した。2018年の英国の銀行税は、約310百万米ドルとなることが予想される。

当グループは、2017年末までに、2015年11月に設定された2.9十億米ドルの3年間の総費用効率化目標の85%を達成した。これは計画よりも早く、投資資金を供給しインフレを相殺する余地を生み出した。

減損（基調ベース）

貸付金の減損は1.2十億米ドルであり、当グループのリスク・プロファイルを改善するために行われた過去の活動からの恩恵を受けて、2016年の水準の半分となった。前年比の改善は、幅広い顧客セグメントおよび地域にわたる。第4四半期の貸付金の減損の増加は、当グループが一定期間監視してきた少数の

コマーシャル・バンキングの顧客、および韓国の規制変更を受けたりテール・バンキングにおける1回限りの引当金に関連した。

プリンシパル・ファイナンスから撤退するという当グループの決定を受けて、その他の減損は前年比で減少した。プリンシパル・ファイナンスは、2017年において再編費用に計上されたため、当グループの基調ベースの業績から除外されている。

関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益

関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益は、インドネシアにおける当グループのジョイント・ベンチャーの業績の改善および中国における当グループの関連会社の投資業績が引き続き好調であることを反映して、210百万米ドルとなった。

税引前当期利益

2015年以降に行われた多くの取組みの結果、税引前当期利益（基調ベース）は3.0十億米ドルであり、前年比で175%増加し、2016年のプリンシパル・ファイナンスの損失の影響を除くと71%増加した。再編費用およびその他の項目の考慮後として表示される税引前当期利益（法定ベース）は2.4十億米ドルであり、2.0十億米ドル増加した。

これらの取組みは、コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングにおける著しい増加およびリテール・バンキングにおける十分な成長を含むほとんどの顧客セグメントで営業利益を改善させ、コマーシャル・バンキングは黒字に復帰した。地域別では、大中華圏および北アジアにおける改善が、ASEANおよび南アジアならびにヨーロッパおよび南北アメリカにおける当グループのファイナンス・マーケットのハブからの収益の低下の影響を補った。中央およびその他の項目（地域）における前年の業績は、プリンシパル・ファイナンスの損失の影響を受けた。

	2017年	2016年	好転/ (悪化)
	百万米ドル	百万米ドル	%
コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキング	1,261	435	190
リテール・バンキング	873	766	14
コマーシャル・バンキング	282	(120)	nm
プライベート・バンキング	(1)	32	nm
中央およびその他の項目	595	(20)	nm
税引前当期利益（基調ベース）	3,010	1,093	175

	2017年	2016年	好転/ (悪化)
	百万米ドル	百万米ドル	%
大中華圏および北アジア	1,942	1,340	45
ASEANおよび南アジア	492	629	(22)
アフリカおよび中東	642	431	49
ヨーロッパおよび南北アメリカ	71	(148)	nm
中央およびその他の項目	(137)	(1,159)	nm
税引前当期利益（基調ベース）	3,010	1,093	175

当グループの信用の質および清算ポートフォリオ

当グループの全体的な信用の質は、より細分化されたリスク選好における質の高い組成に注力したために前年比で改善され、すべての顧客セグメントにわたり改善をもたらした。当グループは、長期にわたる厳しい状況および継続する地理的不確実性に鑑み、新たに出現するリスクを引き続き注意深く監視する。

当グループの顧客エクスポージャーは十分に担保が積みれ、十分に分散され、大部分が短期のまま維持されている。

不良債権

継続事業の不良債権総額は、コマーシャル・バンキングにおける償却および回収ならびにリテール・バンキングにおける不良債権の減少により一部相殺されたものの、コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングの少数の顧客の第4四半期における格下げに関連した増加に起因して、前年比で573百万米ドル増加した。新規発生した不良債権は、主に、石油およびガスのサポート・サービス・セクターならびにインドにおける、当グループが一定期間監視してきた少数のエクスポージャーに関連した。

信用格付12勘定

信用格付12勘定は、前年比で変動がなかった。第4四半期における増加は、アフリカおよび中東の厳しい状況を反映した当該地域におけるコマーシャル・バンキングの少数のエクスポージャーの格下げに関連した。

引当率

継続ポートフォリオにおける不良債権の引当率は、2016年12月31日現在の69%から、2017年12月31日現在は63%に低下した。担保を含む引当率は、新規発生した不良債権の裏付担保率の増加を反映して、同期間において74%から79%に増加した。

清算ポートフォリオ

当グループは、清算ポートフォリオのエクスポージャーの解消を大きく進展させており、2016年12月31日以降、不良債権総額を1.6十億米ドル減少させた。当グループは、2015年11月以降、このポートフォリオに関連したRWAを20十億米ドルから815百万米ドルに減少させた。当該エクスポージャーの引当率は86%であり、653百万米ドルの不良債権純額が解消されるべく残存している。

	2017年			2016年		
	継続事業 百万米ドル	清算ポート フォリオ 百万米ドル	合計 百万米ドル	継続事業 百万米ドル	清算ポート フォリオ 百万米ドル	合計 百万米ドル
減損						
貸付金の減損（基調ベース）	1,200	-	1,200	2,382	-	2,382
再編にかかる貸付金の減損	42	120	162	-	409	409
貸付金の減損（法定ベース）	1,242	120	1,362	2,382	409	2,791
貸付金						
貸付金総額	289,007	2,248	291,255	258,396	3,854	262,250
貸付金純額	284,878	675	285,553	254,463	1,433	255,896
信用の質						
不良債権総額	6,453	2,226	8,679	5,880	3,807	9,687
個別減損引当金	(3,607)	(1,573)	(5,180)	(3,355)	(2,421)	(5,776)
不良債権純額	2,846	653	3,499	2,525	1,386	3,911

信用格付12勘定 ¹	1,483	22	1,505	1,499	22	1,521
引当率(%)	63	71	65	69	64	67
担保考慮後引当率(%)	79	86	81	74	80	76
RWA	278,933	815	279,748	265,637	3,808	269,445

1 コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングおよびコマーシャル・バンキングを含む。

再編費用およびその他の項目

当グループは、2017年において、主に清算ポートフォリオの継続的減少およびプリンシパル・ファイナンス事業からの撤退、ならびに解雇費用に関連して、353百万米ドルの再編費用を負担した。プリンシパル・ファイナンスのポートフォリオの撤退に伴い、2015年11月以降の再編費用は指針に沿って累計で3.1十億米ドルとなり、残存するエクスポージャーは解消されるまで清算ポートフォリオに残される。

2017年、年次評価の一環として、当グループは、台湾における子会社に適用される割引率の引上げに関連して320百万米ドルののれんの減損を負担した。

2017年、当グループは、持分投資の処分の完了により78百万米ドルの純利益を実現した。

	2017年		2016年	
	再編費用 百万米ドル	その他の項目 百万米ドル	再編費用 百万米ドル	その他の項目 百万米ドル
営業収益	58	78	(85)	337
営業費用	(297)	-	(236)	-
貸付金減損損失およびその他の信用リスク引当金	(162)	-	(409)	-
その他の減損	(10)	(320)	(63)	(166)
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの 利益/(損失)	58	-	(62)	-
税引前当期利益	(353)	(242)	(855)	171

バランスシートおよび資本

バランスシート

顧客に対する貸付金純額は、第4四半期における増加を含む広範な商品にわたる堅調かつ幅広い成長により、前年比で12%増加して285.6十億米ドルとなった。顧客預金は、当グループが引き続き負債の質および構成の改善に注力したことを受けて、前年比で9%増加して411.7十億米ドルとなった。その結果、当グループの顧客に対する貸付金の顧客預金に対する比率は、2016年12月31日現在の67.6%に対し、69.4%に増加した。

CET 1 比率

当グループは十分な資本を有し、2017年末におけるCET 1 比率は13.6%であった。配当控除後利益からの恩恵は、主に金融機関に対する一定のエクスポージャーに関するデフォルト時損失率の下限の適用に関連したRWAの10.3十億米ドルの増加により相殺された。法人に対する一定のエクスポージャーに関するデフォルト時損失率の下限の適用により、2018年はより低い増加が見込まれている。

IFRS第9号

2018年1月1日付のIFRS第9号の適用から予想される影響は、信用引当金の1.2十億米ドルの増加および、過去の予測の範囲内であった当グループのCET 1 比率の約15ベース・ポイントの低下である。経過

規定に基づき、IFRS第9号の一定の部分は今後5年間で段階的に適用され、CET1比率に対する初度適用の影響は軽微である。貸付金の減損ならびに金融商品の分類および測定に対する影響の詳細は、2017年アニュアル・レポート財務諸表注記41に記載される。当グループは、2018年第1四半期インタリム・マネジメント・ステートメント公表前に、経過報告を公表する。

最終バーゼル 改革

2017年12月、バーゼル銀行監督委員会はバーゼル 改革の最終的な詳細を公表した。世界的金融危機への対応として2010年に最初に公表された改革は、RWA算定の信頼性を回復し、銀行の資本比率の比較可能性を向上させることを目的とする。2022年に実施されることが予定される改革は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する資本算定手法の変更を含み、銀行が規制上の資本について内部モデルを使用する際に行う予測に対する制限を導入し、一定の場合、内部モデルの使用を排除する。国の裁量およびこれらの改革がどのように法制化されるかが、影響について信頼性のある見積りを行うことを困難にしているが、2017年12月31日現在のバランスシートに基づく当グループの早期評価によると、RWAは10%から15%増加する。

	2017年	2016年	増加 / (減少)	増加 / (減少)
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%
銀行に対する貸付金	81,325	74,669	6,656	9
顧客に対する貸付金	285,553	255,896	29,657	12
その他資産	296,623	316,127	(19,504)	(6)
資産合計	663,501	646,692	16,809	3
銀行からの預金	35,486	37,612	(2,126)	(6)
顧客勘定	411,724	378,302	33,422	9
その他負債	164,484	182,120	(17,636)	(7)
負債合計	611,694	598,034	13,660	2
資本合計	51,807	48,658	3,149	6
資本および負債合計	663,501	646,692	16,809	3
預貸率 (%)	69.4	67.6	-	-
CET1比率 (%)	13.6	13.6	-	-
RWA	279,748	269,445	10,303	4

セグメント情報

作成の基礎

分析は、顧客セグメントおよび地理的地域が内部的に管理される方法を反映している。これは経営上の見解として記載され、主に、顧客関係が管理される地域を示すが、財務上記帳される地域と異なる可能性があり、事業および/または地域の間で共有される場合がある。一定の場合、このアプローチは適切ではなく、財務的見解（すなわち、取引または残高が記帳された地域）が開示される。典型的に、財務的見解は、評価のために実際に記帳される地域がより重要となる市場および流動性リスクの検討を含む分野において使用される。したがって、セグメント情報は、別段の記載のない限り、経営上の見解である。

基調ベースの業績から除外される再編費用項目

2015年11月3日に公表された戦略的レビューの結果として再編、処分、縮小または解雇のために承認された日からの、特定可能な事業部門、商品またはポートフォリオに関する収益、費用および減損は、再

編費用として表示され、当グループの基調ベースの業績から除かれている。これは、資産を処分する経営判断からの実現 / 未実現の利益 / 損失とともにこれらの特定可能な事業部門、商品またはポートフォリオに関連するレガシー資産の残余収益、直接費用および減損を含む。

基調ベースの業績および法的ベースの業績の調整が、以下の表に記載される。

2017年					
	基調ベース	再編費用	売却事業 / 売却目的で保有する事業に係る純利益	のれんの減損	法定ベース
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
営業収益	14,289	58	78	-	14,425
営業費用	(10,120)	(297)	-	-	(10,417)
減損損失控除前税引前営業利益 / (損失)	4,169	(239)	78	-	4,008
貸付金減損損失およびその他の信用リスク引当金	(1,200)	(162)	-	-	(1,362)
その他の減損	(169)	(10)	-	(320)	(499)
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益	210	58	-	-	268
税引前当期利益 / (損失)	3,010	(353)	78	(320)	2,415

2016年						
	基調ベース	再編費用	売却事業 / 売却目的で保有する事業に係る純利益	のれんの減損	劣後負債の買戻しにより生じる利益	法定ベース
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
営業収益	13,808	(85)	253	-	84	14,060
営業費用	(9,975)	(236)	-	-	-	(10,211)
減損損失控除前税引前営業利益 / (損失)	3,833	(321)	253	-	84	3,849
貸付金減損損失およびその他の信用リスク引当金	(2,382)	(409)	-	-	-	(2,791)
その他の減損	(383)	(63)	-	(166)	-	(612)
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益	25	(62)	-	-	-	(37)
税引前当期利益 / (損失)	1,093	(855)	253	(166)	84	409

顧客セグメント別業績 (基調ベース)

2017年						
コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキング	リテール・バンキング	コマーシャル・バンキング	プライベート・バンキング	中央およびその他の項目		合計

	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
営業収益	6,496	4,834	1,333	500	1,126	14,289
営業費用	(4,409)	(3,585)	(881)	(500)	(745)	(10,120)
減損損失控除前税引前						
営業利益	2,087	1,249	452	-	381	4,169
貸付金減損（損失）/ 戻 入れおよびその他の信 用リスク引当金	(658)	(375)	(167)	(1)	1	(1,200)
その他の減損	(168)	(1)	(3)	-	3	(169)
関連会社およびジョイン ト・ベンチャーからの 利益	-	-	-	-	210	210
税引前当期利益 / (損 失) (基調ベース)	1,261	873	282	(1)	595	3,010
再編費用	(275)	(19)	(13)	(15)	(31)	(353)
売却事業 / 売却目的で保 有する事業に係る純利 益	-	-	-	-	78	78
のれんの減損	-	-	-	-	(320)	(320)
税引前当期利益 / (損 失) (法定ベース)	986	854	269	(16)	322	2,415
資産合計	293,334	105,178	31,650	13,469	219,870	663,501
うち：顧客に対する貸 付金	131,738	103,013	28,108	13,351	9,343	285,553
負債合計	353,582	132,819	36,385	22,203	66,705	611,694
うち：顧客勘定	222,714	129,536	33,880	22,222	3,372	411,724

2016年

	コーポレート・ア ンド・インスティ テューショナル・ バンキング 百万米ドル	リテール・ バンキング 百万米ドル	コマーシャル・ バンキング 百万米ドル	プライベート・ バンキング 百万米ドル	中央および その他の項目 百万米ドル	合計 百万米ドル
営業収益	6,472	4,669	1,295	496	876	13,808
営業費用	(4,268)	(3,413)	(929)	(463)	(902)	(9,975)
減損損失控除前税引前 業利益 / (損失)	2,204	1,256	366	33	(26)	3,833
貸付金減損損失およびそ 他の信用リスク引当 金	(1,401)	(489)	(491)	(1)	-	(2,382)
その他の減損	(368)	(1)	5	-	(19)	(383)
関連会社およびジョイン ト・ベンチャーからの 利益	-	-	-	-	25	25
税引前当期利益 / (損 失) (基調ベース)	435	766	(120)	32	(20)	1,093

再編費用	(459)	(47)	(26)	(73)	(250)	(855)
売却事業 / 売却目的で保有する事業に係る純利益	-	-	-	-	253	253
のれんの減損	-	-	-	-	(166)	(166)
劣後負債の買戻しにより生じる利益	-	-	-	-	84	84
税引前当期（損失） / 利益（法定ベース）	(24)	719	(146)	(41)	(99)	409
資産合計	289,183	96,834	27,151	11,974	221,550	646,692
うち：顧客に対する貸付金	122,231	93,488	24,013	11,908	4,256	255,896
負債合計	347,865	121,015	35,576	21,840	71,738	598,034
うち：顧客勘定	204,279	117,355	32,570	21,767	2,331	378,302

地域別業績（基調ベース）

	2017年						合計
	大中華圏および北アジア	ASEANおよび南アジア	アフリカおよび中東	ヨーロッパおよび南北アメリカ	中央およびその他の項目		
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	
営業収益	5,616	3,833	2,764	1,601	475	14,289	
営業費用	(3,681)	(2,654)	(1,819)	(1,407)	(559)	(10,120)	
減損損失控除前税引前営業利益 / （損失）	1,935	1,179	945	194	(84)	4,169	
貸付金減損（損失） / 戻入れ	(141)	(653)	(300)	(107)	1	(1,200)	
その他の減損	(81)	(12)	(3)	(16)	(57)	(169)	
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益 / （損失）	229	(22)	-	-	3	210	
税引前当期利益 / （損失）（基調ベース）	1,942	492	642	71	(137)	3,010	
再編費用	35	(161)	(33)	(25)	(169)	(353)	
売却事業 / 売却目的で保有する事業に係る純利益	-	19	-	-	59	78	
のれんの減損	-	-	-	-	(320)	(320)	
税引前当期利益 / （損失）（法定ベース）	1,977	350	609	46	(567)	2,415	
純利息マージン	1.4%	1.9%	3.3%	0.5%		1.6%	
資産合計	257,692	148,467	59,166	185,345	12,831	663,501	
うち：顧客に対する貸付金	126,739	82,579	29,602	46,633	-	285,553	
負債合計	228,093	128,165	39,413	177,525	38,498	611,694	
うち：顧客勘定	186,517	95,310	31,797	98,100	-	411,724	

2016年

	大中華圏および 北アジア		ASEANおよび南 アジア		アフリカ および中東		ヨーロッパ および 南北アメリカ		中央および その他の項目		合計
	百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル		
営業収益	5,190	4,052	2,742	1,664	160	13,808					
営業費用	(3,546)	(2,518)	(1,730)	(1,302)	(879)	(9,975)					
減損損失控除前税引前営業利 益 / (損失)	1,644	1,534	1,012	362	(719)	3,833					
貸付金減損損失およびその他 の信用リスク引当金	(424)	(762)	(563)	(511)	(122)	(2,382)					
その他の減損	(47)	3	(18)	1	(322)	(383)					
関連会社およびジョイント・ ベンチャーからの利益 / (損失)	167	(146)	-	-	4	25					
税引前当期利益 / (損失) (基調ベース)	1,340	629	431	(148)	(1,159)	1,093					
再編費用	(137)	(443)	(82)	(113)	(80)	(855)					
売却事業 / 売却目的で保有す る事業に係る純利益	253	-	-	-	-	253					
のれんの減損	-	-	-	-	(166)	(166)					
劣後負債の買戻しにより生じ る利益	-	-	-	-	84	84					
税引前当期利益 / (損失) (法定ベース)	1,456	186	349	(261)	(1,321)	409					
純利息マージン	1.3%	2.0%	3.2%	0.5%		1.5%					
資産合計	239,740	143,704	56,980	195,937	10,331	646,692					
うち：顧客に対する貸付金	110,533	73,161	28,140	44,062	-	255,896					
負債合計	210,795	126,701	38,020	181,639	40,879	598,034					
うち：顧客勘定	169,957	88,141	29,931	90,273	-	378,302					

追加的セグメント情報 (法定ベース)

2017年

	コーポレート・ アンド・ インスティテュー ショナル・ バンキング		リテール・ バンキング		コマーシャル・ バンキング		プライベート・ バンキング		中央および その他の項目		合計
	百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル		百万米ドル		
正味受取利息	3,225	3,006	802	286	862	8,181					
その他収益	3,298	1,897	527	214	308	6,244					
営業収益	6,523	4,903	1,329	500	1,170	14,425					

2016年

	コーポレート・ アンド・ インスティテュー ショナル・ バンキング					中央および その他の項目	合計
	リテール・ バンキング	コマーシャル・ バンキング	プライベート・ バンキング				
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		
正味受取利息	3,051	2,977	782	287	697	7,794	
その他収益	3,437	1,692	511	209	417	6,266	
営業収益	6,488	4,669	1,293	496	1,114	14,060	

2017年

	大中華圏および北 アジア	ASEANおよび南 アジア	アフリカおよび 中東	ヨーロッパおよび 南北アメリカ	中央および その他の項目	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	
	正味受取利息	2,950	2,402	1,619	692	
その他収益	2,663	1,468	1,145	904	64	6,244
営業収益	5,613	3,870	2,764	1,596	582	14,425

2016年

	大中華圏および北 アジア	ASEANおよび南 アジア	アフリカおよび 中東	ヨーロッパおよび 南北アメリカ	中央および その他の項目	合計
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	
	正味受取利息	2,684	2,485	1,566	744	
その他収益	2,698	1,557	1,171	911	(71)	6,266
営業収益	5,382	4,042	2,737	1,655	244	14,060

コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキング

業績のハイライト

- 税引前当期利益（基調ベース）は1,261百万米ドルであり、主に減損の低下に起因して前年比で2倍を超えた。営業費用は増加したが、事業効率の改善により投資の増加のための余地が生み出された。
- 収益（基調ベース）は、前年比で変化はなく6,496百万米ドルであった。しかしながら、プリンシパル・ファイナンスの損失を除くと、ファイナンシャル・マーケットにおける市場ボラティリティの低下およびスプレッドの縮小、ならびに金融業務におけるマージンの圧縮の影響を受け、収益は3%減少した。これは、キャッシュ・マネジメントにおける取引高の増加およびマージンの改善の相殺分を上回った。
- 顧客に対する貸付金は前年比で8%増加、顧客勘定は9%増加し、バランスシートは健全であった。
- 法定ベースおよび基調ベースの利益の275百万米ドルの差異は、再編費用によるものである。

リテール・バンキング

業績のハイライト

- 税引前当期利益（基調ベース）は、収益の成長および貸付金の減損の低下が費用の増加を補い、前年比で14%増加して873百万米ドルとなった。

- ・ 大中華圏および北アジアにおけるリテール・バンキングの収益は前年比で10%増加し、ASEANおよび南アジアの収益は、タイおよびフィリピンにおける事業撤退の影響を除いて4%増加し、アフリカおよび中東の収益は横ばいであった。
- ・ ウェルス・マネジメントおよび預金の堅調な増加基調が収益の改善をもたらし、資産商品にわたる継続的なマージンの圧縮の相殺分を上回った。
- ・ 顧客に対する貸付金および顧客勘定は当該年度において10%増加し、バランスシートは健全であった。
- ・ 法定ベースおよび基調ベースの利益の19百万米ドルの差異は、再編費用によるものである。

コマーシャル・バンキング

業績のハイライト

- ・ コマーシャル・バンキングが黒字に回復し、税引前当期利益（基調ベース）は、減損の著しい減少、費用の減少および収益の増加を反映して282百万米ドルとなった。
- ・ 収益（基調ベース）は1,333百万米ドルであり、地域にわたる増加基調に起因して前年比で3%増加し、キャッシュ・マネジメントおよびファイナンシャル・マーケットの商品により収益はASEANおよび南アジアで5%、アフリカおよび中東で2%、大中華圏および北アジアで1%増加した。
- ・ 前年比で顧客に対する貸付金は17%、顧客勘定は4%増加し、バランスシートの成長は強固であった。
- ・ 法定ベースおよび基調ベースの利益の13百万米ドルの差異は、再編費用によるものである。

プライベート・バンキング

業績のハイライト

- ・ プライベート・バンキングは、当グループが当該事業に対する大幅な投資を継続したことに起因する費用の増加により、1百万米ドルの税引前当期損失（2016年は32百万米ドルの利益）（基調ベース）となった。
- ・ 収益（基調ベース）は、保険金の回収がなくなったことの影響を受けて、前年比で1%増加して500百万米ドルとなった。これを除くと、ウェルス・マネジメント、トレジャリーおよびファンド商品ならびに預金マージンの改善に起因して収益は6%増加した。
- ・ 運用資産は、有利な市場変動および2.2十億米ドルの正味新規資金に起因して、2016年12月31日現在以降10.2十億米ドル（18%）増加した。
- ・ 法定ベースおよび基調ベースの損失の15百万米ドルの差異は、再編費用によるものである。

大中華圏および北アジア

業績のハイライト

- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は、収益の増加および減損の低下を反映して、前年比で45%増加して1,942百万米ドルとなった。
- ・ 収益（基調ベース）は、すべての市場および顧客セグメントの貢献により、前年比で8%増加して5,616百万米ドルとなった。ウェルス・マネジメント、マージンの改善およびバランスシートの堅調な成長に起因して、リテール・バンキングおよびプライベート・バンキングの収益はいずれも前年比で10%増加した。コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングの収益は、キャッシュ・マネジメント、コーポレート・ファイナンスおよびキャピタル・マーケットに起因して前年比で9%増加した。コマーシャル・バンキングの収益は、キャッシュ・マネジメントおよびコーポレート・ファイナンスに起因して前年比で1%増加した。

- ・ 前年比で顧客に対する貸付金は15%、顧客勘定は10%増加し、バランスシートは健全であった。
- ・ 法定ベースおよび基調ベースの利益の35百万米ドルの差異は、再編費用によるものである。

ASEANおよび南アジア

業績のハイライト

- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は、ファイナンシャル・マーケットにおける低いボラティリティ、および当グループが将来の成長のために投資を行ったことによる費用の増加の影響を受けたマイナスの営業レバレッジに起因して、前年比で22%減少した492百万米ドルとなった。
- ・ 収益（基調ベース）は3,833百万米ドルであり、タイおよびフィリピンのリテール・バンキングからの撤退の判断ならびにファイナンシャル・マーケットにおける低いボラティリティの影響により、前年比で5%減少した。撤退の影響を除いたリテール・バンキングの収益は前年比で4%増加し、コマース・バンキングの収益は前年比で5%増加した。
- ・ 顧客活動は活発であり、2016年12月以降顧客に対する貸付金は13%、顧客勘定は8%増加した。
- ・ 法定ベースおよび基調ベースの利益の142百万米ドルの差異は、161百万米ドルの再編費用（19百万米ドルの事業売却益により相殺された。）によるものである。

アフリカおよび中東

業績のハイライト

- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は、貸付金の減損の低下により前年比で49%増加して642百万米ドルとなった。
- ・ 当該地域における厳しい経済状況にかかわらず、アフリカにおける4%の増加に起因して収益（基調ベース）は1%増加して2,764百万米ドルとなったが、中東、北アフリカおよびパキスタンは2%減少した。堅調なトランザクション・バンキングおよびウェルス・マネジメントの業績が、ファイナンシャル・マーケットにおける低いボラティリティおよびリテール・プロダクトにおけるマージンの低下の影響により相殺された。
- ・ 顧客に対する貸付金は前年比で5%増加し、顧客勘定は6%増加した。
- ・ 法定ベースおよび基調ベースの利益の33百万米ドルの差異は、再編費用によるものである。

ヨーロッパおよび南北アメリカ

業績のハイライト

- ・ 早期に管理された貸付金の減損の大幅な減少に支えられ、当該地域は黒字に回復し、当期利益（基調ベース）は71百万米ドルであった。費用の増加は、人材に対する継続的な投資ならびにシステムおよび商品能力に対する世界的な投資を反映する。
- ・ キャッシュ・マネジメントの収益の改善により一部のみ相殺されたものの、ファイナンシャル・マーケットの市場ボラティリティの低下の影響を受けて、収益（基調ベース）は前年比で4%減少して1,601百万米ドルとなった。他の市場に記帳される当グループの顧客により生み出された収益は、2017年に17%増加した。
- ・ 顧客に対する貸付金は前年比で6%増加し、顧客勘定は9%増加した。
- ・ 法定ベースおよび基調ベースの利益の25百万米ドルの差異は、再編費用によるものである。

2018年上半期スタンダード・チャータード・ピーエルシーの業績サマリー

	2018年6月30日に 終了した6か月間	2017年12月31日に 終了した6か月間	2017年6月30日に 終了した6か月間	2018年上半期と 2017年下半期の差	2018年上半期と 2017年上半期の差
				異：好転／(悪 化)	異：好転／(悪 化)
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%	%
営業収益	7,649	7,067	7,222	8	6
その他営業費用	(4,479)	(4,429)	(4,170)	(1)	(7)
規制費用	(638)	(702)	(599)	9	(7)
英国の銀行税	-	(220)	-	nm	nm
営業費用	(5,117)	(5,351)	(4,769)	4	(7)
減損損失控除前税引前営業利益	2,532	1,716	2,453	48	3
信用減損	(293)	(617)	(583)	53	50
その他の減損	(51)	(85)	(84)	40	39
関連会社およびジョイント・ ベンチャーからの利益	168	77	133	118	26
税引前当期利益（基調ベース）	2,356	1,091	1,919	116	23
再編費用	(79)	(188)	(165)	58	52
その他の項目	69	(242)	-	nm	nm
税引前当期利益（法定ベース）	2,346	661	1,754	nm	34
法人税費用	(753)	(599)	(548)	(26)	(37)
当期純利益	1,593	62	1,206	nm	32
純利息マージン（%）	1.6	1.6	1.6		
株主資本利益率 （基調ベース）（%）	6.7	1.9	5.2		
有形自己資本利益率 （基調ベース）（%）	7.5	2.1	5.8		
株主資本利益率 （法定ベース）（%）	6.1	(0.9)	4.5		
有形自己資本利益率 （法定ベース）（%）	6.8	(1.0)	5.0		
1株当たりの利益 （基調ベース）（セント）	44.9	12.8	34.4		
1株当たりの利益／（損失） （セント）	40.7	(6.0)	29.5		
1株当たりの配当金（セント）	6.0	11.0	-		
CET 1（%）	14.2	13.6	13.8		

2018年上半期の当グループの業績の改善は、さらに心強い前進を表している。

別段の記載のない限り、本レビューにおけるすべての数値は基調ベースで示され、2017年の同期間に対する比較が示されている。法定ベースによる業績および基調ベースによる業績の完全な調整は、2018年のHalf Year Reportの財務諸表注記2に記載される。

- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は23%増加して2.4十億米ドルとなり、税引前当期利益（法定ベース）は34%増加した。
- ・ 営業収益は7.6十億米ドルとなり、コーポレート・ファイナンスからの収益の減少および2017年のトレジャリーの利益が反復されないことの相殺分を上回る、トランザクション・バンキング、ウェルス・マネジメントおよび預金の高い成長により、6%（恒常通貨ベースで5%）増加した。
- ・ 営業費用は、当グループが業務を改善するために投資を加速したことにより、5.1十億米ドルとなり、7%（恒常通貨ベースで5%）増加した。

- ・ 英国の銀行税を除く2018年下半期の費用は、上半期と同等となることが予想される。
- ・ IFRS第9号に基づく信用減損は293百万米ドルであり、資産の質を高めるための管理行為を反映して50%低下した。
- ・ その他の減損は51百万米ドルであり、主に輸送リース資産に関連した。
- ・ 関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益は168百万米ドルであり、当グループの中国における関連会社の投資業績が引き続き好調であること、およびインドネシアにおけるジョイント・ベンチャーの業績が向上したことを受けて、26%増加した。
- ・ 正味再編費用は79百万米ドルであり、主にプリンシパル・ファイナンスに関連し、さらに清算ポートフォリオの継続的減少に関連した。
- ・ その他の項目には、いくつかの英ポンド建て有価証券の償還による69百万米ドルの利益が含まれていた。
- ・ CET 1 比率は、上半期にさらに60ベース・ポイント上昇して14.2%となった。
- ・ 当グループの株主資本利益率は150ベース・ポイント改善して6.7%となり、有形自己資本利益率は170ベース・ポイント改善して7.5%となった。
- ・ 当グループの好調な財務業績および当グループの強力な資本ポジションは、普通株式1株当たり6セントの中間配当を宣言する取締役会の判断を支えた。

収益

営業収益は6%（恒常通貨ベースで5%）増加した。トランザクション・バンキング、ウェルス・マネジメントおよび預金の持続的な勢いが、継続する資産マージンの圧縮の相殺分を上回った。有利なマクロ経済状況と業務の質の改善のさらなる進展の組合せは、5%から7%の収益の中期年間成長率（複利ベース）に係る当グループの指針を強化する。

- ・ 質の高い営業勘定への注力および世界的金利の上昇の恩恵を受けてキャッシュ・マネジメントからの収益が25%増加し、これがコーポレート・ファイナンスおよびトレード・ファイナンスにおける資産マージン圧縮の影響の相殺分を上回ったため、コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングの収益は7%増加した。

ファイナンシャル・マーケットの収益は、混合的で全般的に厳しい市場状況および電子的チャネルに対する顧客の選好度の増加に一部起因する外国為替スプレッドの圧縮にもかかわらず、4%増加した。

- ・ リテール・バンキングの収益は、大中華圏および北アジアならびにASEANおよび南アジアにおける堅調な業績（特に香港およびシンガポールにおいて）により、9%増加した。これらは、合わせて、市場状況が引き続き厳しかったアフリカおよび中東における収益の減少を相殺した。リテール・バンキング事業は、富裕層顧客および新興富裕層顧客に対する注力からの恩恵を引き続き享受し、ウェルス・マネジメントからの収益は15%増加した。
- ・ コマーシャル・バンキングの収益は7%増加し、大中華圏および北アジアならびにASEANおよび南アジアにおける事業がそれぞれ12%および9%成長した。これらは、合わせて、アフリカおよび中東からの収益の4%の低下を補った。
- ・ プライベート・バンキングの収益は、すべての商品にわたる成長により、12%増加した。当該事業は、過去12か月の間に1.6十億米ドルの正味新規資金を追加し、運用資産は5十億米ドル増加した。
- ・ 中央およびその他の項目（セグメント）における収益は、主にインドにおける前期中のトレジャリーの利益が反復されなかったことの影響を受け、15%低下した。

- ・ 大中華圏および北アジアからの収益は、特に中国および香港を中心としたすべての市場における幅広い改善により、11%（恒常通貨ベースで9%）増加した。
- ・ ASEANおよび南アジアからの収益は、多くの市場における成長により6%（恒常通貨ベースで3%）増加し、特にシンガポールでは収益が15%増加した。
前期に計上されたトレジャリーの利益を除けば、インドにおける収益はほぼ変化がなかった。
- ・ アフリカおよび中東からの収益は、市場状況が引き続き厳しかったことから、1%低下し、恒常通貨ベースではほぼ変化がなかった。
- ・ ヨーロッパおよび南北アメリカの収益は8%増加し、英国では収益が10%増加し、米国における3%の収益の低下を上回った。この地域は当グループにとって重要なハブであり、コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングの総収益の約3分の1を占める。

費用

営業費用は5.1十億米ドルで、前年同期比で7%（恒常通貨ベースで5%）増加し、前半期比でほぼ横ばいであった。前年同期比の増加は、人材およびテクノロジーに対する投資を要因とし、過去の期間における現金投資の償却が含まれている。

英国の銀行税を除く2018年下半期の費用は、2017年と比べてより均等化された投資の結果、上半期と同等となることが予想される。

当グループは、4年をかけた2.9十億米ドルにのぼる総費用効率化目標を、計画よりも6か月前に達成した。投資資金に係る総費用効率化を実施するという継続的な規律により、中期的に費用の増加がインフレ率を下回ると予想される。

減損

信用減損は、コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングにおける減損の著しい減少により、50%低下して293百万米ドルとなった。これは、この業務のリスク・プロファイルを改善させるための過去の活動および質の高い新規の組成に対する継続的注力を反映している。かかる減少は、コマース・バンキングにおける増加により一部相殺された。

その他の減損は51百万米ドルであり、主に輸送リース資産に関連した。

関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益

関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益は、当グループの中国における関連会社の投資業績が引き続き好調であること、およびインドネシアにおけるジョイント・ベンチャーの業績が向上したことを反映し、168百万米ドルであった。

その結果、税引前当期利益は23%増加して2.4十億米ドルであり、再編費用およびその他の項目控除後として表示される税引前当期利益（法定ベース）は、34%増加して2.3十億米ドルであった。

営業利益は、収益成長および減損の減少によりコーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングおよびリテール・バンキングで著しく増加し、コマース・バンキングにおける利益の減少を補った。地域別では、営業利益の増加は広範にわたり、香港およびシンガポールが特に顕著であった。中央およびその他の項目（セグメント）の前年の業績は、トレジャリーにおける利益が反復しないことによる影響を受けた。

2018年6月30日に 終了した6か月間	2017年6月30日に 終了した6か月間	好転 / (悪化)
百万米ドル	百万米ドル	%

コーポレート・アンド・インスティテューショナル・ バンキング	1,093	648	69
リテール・バンキング	617	501	23
コマーシャル・バンキング	140	188	(26)
プライベート・バンキング	(5)	(1)	nm
中央およびその他の項目	511	583	(12)
税引前当期利益（基調ベース）	2,356	1,919	23

	2018年6月30日に 終了した6か月間	2017年6月30日に 終了した6か月間	好転 / (悪化)
	百万米ドル	百万米ドル	%
大中華圏および北アジア	1,289	1,025	26
ASEANおよび南アジア	589	400	47
アフリカおよび中東	387	369	5
ヨーロッパおよび南北アメリカ	86	66	30
中央およびその他の項目	5	59	(92)
税引前当期利益（基調ベース）	2,356	1,919	23

信用の質

全体的な信用の質は、より細かいリスク選好内の質の高い組成に係る規律ある取組みにより、2018年上半期において引き続き改善された。

2018年1月1日よりIFRS第9号が効力を生じ、IAS第39号に基づく発生損失ではなく予想信用損失の認識が要求される。既に信用が減損していない金融商品はステージ1に区分され、12か月の予想信用損失引当金が認識される。

金融商品は、弁済されるまでステージ1に残るが、著しく信用力が低下した場合はステージ2に振り替えられ、または、信用が減損した場合はステージ3に振り替えられる。当グループは過去の期間の修正再表示を行っておらず、比較は2018年1月1日現在の残高に対して行われている。

当グループは、清算ポートフォリオにおけるエクスポージャーの解消を大きく進展させており、残存合計貸付金は1.6十億米ドルとなり、引当率は72%（担保考慮後は90%）である。

継続事業における信用減損（ステージ3）貸付金総額は6.2十億米ドルであり、多くの弁済、負債売却および償却、ならびに新たな流入の著しい減少を受けて、372百万米ドル減少した。これらのエクスポージャーは継続事業における貸付金総額の2.3%を占め、引当率は53%（担保考慮後は76%）である。

投資適格顧客の割合は61%に増加し、早期警告ポートフォリオのエクスポージャーは1.8十億米ドル減少し、信用格付12勘定は456百万米ドル減少した。

	2018年6月30日現在 (IFRS第9号)			2018年1月1日現在 (IFRS第9号)		
	清算ポート フォリオ		合計	清算ポート フォリオ		合計
	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル	百万 米ドル
顧客に対する貸付金合計 ¹	263,056	1,579	264,635	255,591	2,248	257,839

このうち、ステージ1およびステージ2	256,885	22	256,907	249,048	22	249,070
このうち、ステージ3	6,171	1,557	7,728	6,543	2,226	8,769
予想信用損失引当金	(4,186)	(1,118)	(5,304)	(4,704)	(1,626)	(6,330)
このうち、ステージ1およびステージ2	(905)	-	(905)	(1,048)	-	(1,048)
このうち、ステージ3	(3,281)	(1,118)	(4,399)	(3,656)	(1,626)	(5,282)
顧客に対する貸付金（正味）	258,870	461	259,331	250,887	622	251,509
このうち、ステージ1およびステージ2	255,980	22	256,002	248,000	22	248,022
このうち、ステージ3	2,890	439	3,329	2,887	600	3,487
担保考慮前ステージ3引当率（％）	53	72	57	56	73	60
担保考慮後ステージ3引当率（％）	76	90	79	78	88	81
信用格付12勘定（百万米ドル）	1,027	22	1,049	1,483	22	1,505
早期警告（百万米ドル）	6,857	-	6,857	8,668	-	8,668
投資適格法人エクスポージャー（％）	61	-	61	57	-	57

- 1 2018年6月30日現在4,231百万米ドル、2018年1月1日現在4,568百万米ドルの償却原価で保有する売戻契約およびその他の類似の担保付貸付を含む。

再編費用およびその他の項目

当グループは、プリンシパル・ファイナンスに関する153百万米ドルの損失を含む79百万米ドルの正味再編費用を負担し、これが清算ポートフォリオの継続的な減少に関する回収を相殺した。

その他の項目において、一定の英ポンド建劣後証券および優先証券の償還により、69百万米ドルの純利益が生じた。

	2018年6月30日に 終了した6か月間		2017年12月31日に 終了した6か月間		2017年6月30日に 終了した6か月間	
	再編費用 百万米ドル	その他の項目 百万米ドル	再編費用 百万米ドル	その他の項目 百万米ドル	再編費用 百万米ドル	その他の項目 百万米ドル
営業収益	(91)	69	59	78	(1)	-
営業費用	(68)	-	(196)	-	(101)	-
信用減損	79	-	(90)	-	(72)	-
その他の減損	1	-	(1)	(320)	(9)	-
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益／（損失）	-	-	40	-	18	-
税引前当期利益	(79)	69	(188)	(242)	(165)	-

バランスシートおよび流動性

当グループのバランスシートは健全であり、高い流動性を有し、分散化されている。

顧客に対する貸付金は、様々な商品における広範な成長により、3%増加して255十億米ドルであった。

当グループは、負債の質および構成の改善に継続的に注力したことから、顧客勘定も3%増加した。

預貸率は、69.4%から68.2%に減少した。

IFRS第9号に基づく金融資産の分類および測定の結果、45十億米ドルの売戻契約資産および38十億米ドルの買戻契約負債が、損益を通じた公正価値評価区分で保有する金融資産として再分類された。

さらなる詳細は、2018年のHalf Year Reportの財務諸表注記27に記載される。

	2018年	2017年		
	6月30日現在	12月31日現在	増加 / (減少)	増加 / (減少)
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%
資産				
銀行に対する貸付金	55,603	57,494	(1,891)	(3)
顧客に対する貸付金	255,100	248,707	6,393	3
売戻契約およびその他の類似の担保付貸付 ^{1,2}	12,781	54,275	(41,494)	(76)
その他資産	371,390	303,025	68,365	23
資産合計	694,874	663,501	31,373	5
負債				
銀行からの預金	30,816	30,945	(129)	-
顧客勘定	382,107	370,509	11,598	3
買戻契約およびその他の類似の担保付借入 ^{3,4}	5,863	39,783	(33,920)	(85)
その他負債	224,600	170,457	54,143	32
負債合計	643,386	611,694	31,692	5
資本	51,488	51,807	(319)	(1)
資本および負債合計	694,874	663,501	31,373	5
預貸率 (%)	68.2	69.4		

- 1 2018年6月30日現在8,550百万米ドル、および2017年12月31日現在20,694百万米ドルの銀行に対する貸付金を含む(2018年のHalf Year Reportの財務諸表注記14を参照)。
- 2 2018年6月30日現在4,231百万米ドル、および2017年12月31日現在33,581百万米ドルの顧客に対する貸付金を含む(2018年のHalf Year Reportの財務諸表注記14を参照)。
- 3 2018年6月30日現在2,987百万米ドル、および2017年12月31日現在35,979百万米ドルの顧客勘定を含む(2018年のHalf Year Reportの財務諸表注記14を参照)。
- 4 2018年6月30日現在2,876百万米ドル、および2017年12月31日現在3,804百万米ドルの銀行からの預金を含む(2018年のHalf Year Reportの財務諸表注記14を参照)。

リスク加重資産

RWA合計は、コマーシャル・バンキング、プライベート・バンキングならびに中央およびその他の項目における増加の相殺分を超えるコーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキングおよびリテール・バンキングにおける減少により、2017年12月31日現在から3%(7.9十億米ドル)減少した。

信用リスクRWAは、資産(基調ベース)の成長に関する増加が、モデル、手法および方針の変更ならびに外国為替換算のプラスの影響により相殺され、3.0十億米ドル減少した。

市場リスクRWAは、2.4十億米ドル減少した。この減少の約半分は、当グループの内部モデル・アプローチにおける一定の仕組み商品の完全な認識に関連した。その他の部分は、トレーディング勘定で保有される負債証券の減少に起因した。

オペレーショナル・リスクRWAは、2014年の高い収益が2017年の低い収益に置き換えられたために継続する3年の期間を通じた平均収益が減少したことにより、2.4十億米ドル減少した。

	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在	増加/ (減少)	増加/ (減少)
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	%
顧客セグメント別				
コーポレート・アンド・インスティテューショナル・ バンキング	138,735	147,102	(8,367)	(6)
リテール・バンキング	42,719	44,106	(1,387)	(3)
コマーシャル・バンキング	33,261	33,068	193	1
プライベート・バンキング	6,268	5,943	325	5
中央およびその他の項目	50,884	49,529	1,355	3
RWA合計	271,867	279,748	(7,881)	(3)
リスクの種類別				
信用リスク	223,198	226,230	(3,032)	(1)
オペレーショナル・リスク	28,050	30,478	(2,428)	(8)
市場リスク	20,619	23,040	(2,421)	(11)

資本基盤および比率

当グループの資本および流動性のポジションは引き続き強固であり、すべての指標において規制上の基準を上回っている。CET 1 比率は14.2%であり、主に外国為替換算、オペレーショナル・リスクRWAの減少およびその他のモデル変更による当期利益および減少したRWAに起因して、60ベース・ポイント下落した。

2018年6月4日、当グループは、複数の英ポンド建劣後証券および優先証券の保有者に、当グループによる買戻しのためにその社債を提供するよう提案した。

この負債管理行為およびその他の変動の結果、Tier 2 資本は1.1十億米ドル減少した。

当グループの財務業績の改善および強固な資本を受けて、取締役会は、普通株式1株当たり6セントの中間配当の再開を提案した。

	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在
	百万米ドル	百万米ドル
CET 1 資本	38,512	38,162
その他Tier 1 資本商品	6,692	6,699
Tier 1 資本	45,204	44,861
Tier 2 資本	12,815	13,897
資本合計	58,019	58,758
CET 1 比率 (完全適用ベース) (%)	14.2	13.6
総資本比率 (移行期ベース) (%)	21.3	21.0
英国レバレッジ比率 (%)	5.8	6.0

セグメント情報

基調ベースの業績および法定ベースの業績の調整が、以下の表に記載される。

2018年6月30日に終了した6か月間

	基調ベース	再編費用	売却事業/売却 目的で保有 する事業に係 る純利益	のれんの 減損	優先負債およ び劣後負債の 買戻しにより 生じる利益	法定 ベース
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
営業収益	7,649	(91)	-	-	69	7,627
営業費用	(5,117)	(68)	-	-	-	(5,185)
減損損失控除前税引前営業利益 /(損失)	2,532	(159)	-	-	69	2,442
信用減損	(293)	79	-	-	-	(214)
その他の減損	(51)	1	-	-	-	(50)
関連会社およびジョイント・ベン チャーからの利益	168	-	-	-	-	168
税引前当期利益/(損失)	2,356	(79)	-	-	69	2,346

2017年12月31日に終了した6か月間

	基調ベース	再編費用	売却事業/売却 目的で保有 する事業に係 る純利益	のれんの 減損	優先負債およ び劣後負債の 買戻しにより 生じる利益	法定 ベース
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
営業収益	7,067	59	78	-	-	7,204
営業費用	(5,351)	(196)	-	-	-	(5,547)
減損損失控除前税引前営業利益 /(損失)	1,716	(137)	78	-	-	1,657
信用減損	(617)	(90)	-	-	-	(707)
その他の減損	(85)	(1)	-	(320)	-	(406)
関連会社およびジョイント・ベン チャーからの利益	77	40	-	-	-	117
税引前当期利益/(損失)	1,091	(188)	78	(320)	-	661

2017年6月30日に終了した6か月間

	基調ベース	再編費用	売却事業/売却 目的で保有 する事業に係 る純利益	のれんの 減損	優先負債およ び劣後負債の 買戻しにより 生じる利益	法定 ベース
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル
営業収益	7,222	(1)	-	-	-	7,221
営業費用	(4,769)	(101)	-	-	-	(4,870)
減損損失控除前税引前営業利益 /(損失)	2,453	(102)	-	-	-	2,351

信用減損	(583)	(72)	-	-	-	(655)
その他の減損	(84)	(9)	-	-	-	(93)
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益	133	18	-	-	-	151
税引前当期利益 / (損失)	1,919	(165)	-	-	-	1,754

顧客セグメント別業績 (基調ベース)

2018年6月30日に終了した6か月間

	コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキング 百万米ドル	リテール・バンキング 百万米ドル	コマーシャル・バンキング 百万米ドル	プライベート・バンキング 百万米ドル	中央およびその他の項目 百万米ドル	合計 百万米ドル
営業収益	3,451	2,620	706	271	601	7,649
営業費用	(2,218)	(1,884)	(460)	(275)	(280)	(5,117)
減損損失控除前税引前営業利益 / (損失)	1,233	736	246	(4)	321	2,532
信用減損	(81)	(119)	(106)	(1)	14	(293)
その他の減損	(59)	-	-	-	8	(51)
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益	-	-	-	-	168	168
税引前当期利益 / (損失) (基調ベース)	1,093	617	140	(5)	511	2,356
再編費用	(76)	(4)	(1)	(6)	8	(79)
優先負債および劣後負債の買戻しにより生じる利益	3	-	-	-	66	69
税引前当期利益 / (損失) (法定ベース)	1,020	613	139	(11)	585	2,346
資産合計	310,487	103,581	32,347	13,616	234,843	694,874
うち：顧客に対する貸付金	143,297	101,530	28,571	13,565	9,756	296,719
負債合計	384,593	135,384	35,024	19,938	68,447	643,386
うち：顧客勘定	246,667	132,254	32,696	19,830	3,567	435,014

2017年12月31日に終了した6か月間

	コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキング 百万米ドル	リテール・バンキング 百万米ドル	コマーシャル・バンキング 百万米ドル	プライベート・バンキング 百万米ドル	中央およびその他の項目 百万米ドル	合計 百万米ドル
営業収益	3,278	2,438	673	258	420	7,067
営業費用	(2,286)	(1,862)	(454)	(257)	(492)	(5,351)

減損損失控除前税引前営業						
利益 / (損失)	992	576	219	1	(72)	1,716
信用減損	(289)	(203)	(125)	(1)	1	(617)
その他の減損	(90)	(1)	-	-	6	(85)
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益	-	-	-	-	77	77
税引前当期利益 (基調ベース)	613	372	94	-	12	1,091
再編費用	(99)	(23)	(7)	(14)	(45)	(188)
売却事業 / 売却目的で保有する事業に係る純利益	-	-	-	-	78	78
のれんの減損	-	-	-	-	(320)	(320)
税引前当期利益 / 損失) (法定ベース)	514	349	87	(14)	(275)	661
資産合計	293,334	105,178	31,650	13,469	219,870	663,501
うち：顧客に対する貸付金	131,738	103,013	28,108	13,351	9,343	285,553
負債合計	353,582	132,819	36,385	22,203	66,705	611,694
うち：顧客勘定	222,714	129,536	33,880	22,222	3,372	411,724

2017年6月30日に終了した6か月間

	コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキング 百万米ドル	リテール・バンキング 百万米ドル	コマーシャル・バンキング 百万米ドル	プライベート・バンキング 百万米ドル	中央およびその他の項目 百万米ドル	合計 百万米ドル
営業収益	3,218	2,396	660	242	706	7,222
営業費用	(2,123)	(1,723)	(427)	(243)	(253)	(4,769)
減損損失控除前税引前						
営業利益 / (損失)	1,095	673	233	(1)	453	2,453
信用減損	(369)	(172)	(42)	-	-	(583)
その他の減損	(78)	-	(3)	-	(3)	(84)
関連会社およびジョイント・ベンチャーからの利益	-	-	-	-	133	133
税引前当期利益 / (損失) (基調ベース)	648	501	188	(1)	583	1,919
再編費用	(176)	4	(6)	(1)	14	(165)
税引前当期利益 / (損失) (法定ベース)	472	505	182	(2)	597	1,754
資産合計	284,613	101,633	30,141	12,916	228,335	657,638
うち：顧客に対する貸付金	125,542	98,491	26,798	12,800	5,267	268,898
負債合計	351,367	127,461	34,651	22,073	70,724	606,276

うち：顧客勘定 217,044 123,776 32,086 21,991 3,441 398,338

地域別業績（基調ベース）

2018年6月30日に終了した6か月間

	2018年6月30日に終了した6か月間					合計 百万米ドル
	大中華圏および 北アジア 百万米ドル	ASEANおよび 南アジア 百万米ドル	アフリカ および中東 百万米ドル	ヨーロッパ および 中央および 南北アメリカ その他の項目 百万米ドル		
				ヨーロッパ および 南北アメリカ 百万米ドル	中央および その他の項目 百万米ドル	
営業収益	3,097	2,073	1,376	870	233	7,649
営業費用	(1,903)	(1,360)	(919)	(736)	(199)	(5,117)
減損損失控除前税引前営業利益	1,194	713	457	134	34	2,532
信用減損	(17)	(138)	(70)	(68)	-	(293)
その他の減損	(44)	7	-	17	(31)	(51)
関連会社およびジョイント・ベン チャーからの利益	156	7	-	3	2	168
税引前当期利益（基調ベース）	1,289	589	387	86	5	2,356
再編費用	(26)	88	(41)	(5)	(95)	(79)
優先負債および劣後負債の買戻しに より生じる利益	-	-	-	3	66	69
税引前当期利益 / （損失） （法定ベース）	1,263	677	346	84	(24)	2,346
純利息マージン	1.5%	2.0%	3.1%	0.4%	-	1.6%
資産合計	268,294	147,017	58,343	208,599	12,621	694,874
うち：顧客に対する貸付金	132,679	82,078	30,967	50,995	-	296,719
負債合計	235,214	126,815	38,493	210,002	32,862	643,386
うち：顧客勘定	190,305	95,228	31,540	117,941	-	435,014

2017年12月31日に終了した6か月間

	2017年12月31日に終了した6か月間					合計 百万米ドル
	大中華圏および 北アジア 百万米ドル	ASEANおよび 南アジア 百万米ドル	アフリカ および中東 百万米ドル	ヨーロッパ および 中央および 南北アメリカ その他の項目 百万米ドル		
				ヨーロッパ および 南北アメリカ 百万米ドル	中央および その他の項目 百万米ドル	
営業収益	2,825	1,869	1,377	792	204	7,067
営業費用	(1,922)	(1,404)	(932)	(727)	(366)	(5,351)
減損損失控除前税引前 営業利益 / （損失）	903	465	445	65	(162)	1,716
信用減損	(65)	(338)	(171)	(44)	1	(617)
その他の減損	(27)	(9)	(1)	(16)	(32)	(85)
関連会社およびジョイント・ベン チャーからの利益 / （損失）	106	(26)	-	-	(3)	77
税引前当期利益 / （損失）（基調ベース）	917	92	273	5	(196)	1,091
再編費用	45	(114)	(26)	(10)	(83)	(188)

売却事業 / 売却目的で保有する

事業に係る純利益	-	19	-	-	59	78
のれんの減損	-	-	-	-	(320)	(320)
税引前当期利益 / (損失)						
(法定ベース)	962	(3)	247	(5)	(540)	661
純利息マージン	1.4%	1.9%	3.3%	0.5%	-	1.6%
資産合計	257,692	148,467	59,166	185,345	12,831	663,501
うち：顧客に対する貸付金	126,739	82,579	29,602	46,633	-	285,553
負債合計	228,093	128,165	39,413	177,525	38,498	611,694
うち：顧客勘定	186,517	95,310	31,797	98,100	-	411,724

2017年6月30日に終了した6か月間

	ヨーロッパ					合計
	大中華圏および 北アジア	ASEANおよび 南アジア	アフリカ および中東	および 南北アメリカ	中央およびそ 他の項目	
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	
営業収益	2,791	1,964	1,387	809	271	7,222
営業費用	(1,759)	(1,250)	(887)	(680)	(193)	(4,769)
減損損失控除前税引前営業利益	1,032	714	500	129	78	2,453
信用減損	(76)	(315)	(129)	(63)	-	(583)
その他の減損	(54)	(3)	(2)	-	(25)	(84)
関連会社およびジョイント・ベン チャーからの利益	123	4	-	-	6	133
税引前当期利益 (基調ベース)	1,025	400	369	66	59	1,919
再編費用	(10)	(47)	(7)	(15)	(86)	(165)
税引前当期利益 / (損失)						
(法定ベース)	1,015	353	362	51	(27)	1,754
純利息マージン	1.3%	1.9%	3.4%	0.5%	-	1.6%
資産合計	249,672	149,173	56,296	191,220	11,277	657,638
うち：顧客に対する貸付金	120,458	77,645	29,402	41,393	-	268,898
負債合計	214,036	129,710	37,820	181,851	42,859	606,276
うち：顧客勘定	173,866	93,189	30,944	100,339	-	398,338

追加的セグメント情報 (法定ベース)

2018年6月30日に終了した6か月間

	コーポレート・ア ンド・インスティ テューショナル・ バンキング					中央および その他の項目	合計
	リテール・ バンキング	コマーシャル・ バンキング	プライベート・ バンキング				
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル		
正味受取利息	1,691	1,577	427	147	519	4,361	
正味手数料およびコミッ ション収益	763	884	151	110	(39)	1,869	

その他収益	904	158	128	16	191	1,397
営業収益	3,358	2,619	706	273	671	7,627

2017年12月31日に終了した6か月間

	コーポレート・ア ンド・インスティ テューショナル・ バンキング 百万米ドル	リテール・ バンキング 百万米ドル	コマーシャル・ バンキング 百万米ドル	プライベート・ バンキング 百万米ドル	中央および その他の項目 百万米ドル	合計 百万米ドル
正味受取利息	1,657	1,511	416	154	477	4,215
正味手数料および コミッション収益	755	836	139	90	(41)	1,779
その他収益	929	118	116	14	33	1,210
営業収益	3,341	2,465	671	258	469	7,204

2017年6月30日に終了した6か月間

	コーポレート・ア ンド・インスティ テューショナル・ バンキング 百万米ドル	リテール・ バンキング 百万米ドル	コマーシャル ・バンキング 百万米ドル	プライベート・ バンキング 百万米ドル	中央および その他の項目 百万米ドル	合計 百万米ドル
正味受取利息	1,568	1,495	386	132	385	3,966
正味手数料および コミッション収益	716	790	146	92	(11)	1,733
その他収益	898	153	126	18	327	1,522
営業収益	3,182	2,438	658	242	701	7,221

2018年6月30日に終了した6か月間

	大中華圏および 北アジア 百万米ドル	ASEANおよび南 アジア 百万米ドル	アフリカ および中東 百万米ドル	ヨーロッパ および 南北アメリカ 百万米ドル	中央および その他の項目 百万米ドル	合計 百万米ドル
正味受取利息	1,677	1,275	767	311	331	4,361
その他収益	1,418	811	610	562	(135)	3,266
営業収益	3,095	2,086	1,377	873	196	7,627

2017年12月31日に終了した6か月間

	大中華圏および 北アジア 百万米ドル	ASEANおよび南 アジア 百万米ドル	アフリカ および中東 百万米ドル	ヨーロッパ および 南北アメリカ 百万米ドル	中央および その他の項目 百万米ドル	合計 百万米ドル
正味受取利息	1,555	1,246	811	376	227	4,215

その他収益	1,268	640	567	414	100	2,989
営業収益	2,823	1,886	1,378	790	327	7,204

2017年6月30日に終了した6か月間

	ヨーロッパ					合計
	大中華圏および 北アジア	ASEANおよび南 アジア	アフリカ および中東	および 南北アメリカ	中央および その他の項目	
	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	百万米ドル	
正味受取利息	1,395	1,156	808	316	291	3,966
その他収益	1,395	828	578	490	(36)	3,255
営業収益	2,790	1,984	1,386	806	255	7,221

コーポレート・アンド・インスティテューショナル・バンキング

業績のハイライト

- 税引前当期利益（基調ベース）は1,093百万米ドルであり、営業費用の増加により一部相殺されたものの、主に収益の増加および減損の減少に起因して、69%増加した。
- 収益（基調ベース）は3,451百万米ドルであり、主にキャッシュ・マネジメントおよびファイナンス・マーケットの収益の増加（かかる増加は、コーポレート・ファイナンスおよびトレード・ファイナンスにおけるマージンの圧縮を一部相殺した。）に起因して、7%増加した。
- 健全なバランスシートにより、顧客に対する貸付金および顧客勘定が14%増加した。
- RoEは4.1%から6.9%に改善された。

プライベート・バンキング

業績のハイライト

- 税引前損失（基調ベース）は、前期における1百万米ドルの損失に対して5百万米ドルであり、収益の増加が費用の増加により相殺された。
- 収益（基調ベース）は12%増加して271百万米ドルであり、ウェルス・マネジメントおよびリテール・プロダクツはそれぞれ18%および3%増加した。
- 運用資産は、有利な市場変動および1.6十億米ドルの正味新規資金に起因して、5十億米ドル（8%）増加した。
- RoEは（0.2）%から（0.8）%に減少した。

リテール・バンキング

業績のハイライト

- 税引前当期利益（基調ベース）は617百万米ドルであり、費用の増加により相殺されたものの、収益が増加し、貸付金の減損が減少したことにより23%増加した。
- 収益（基調ベース）は9%増加して2,620百万米ドルであり、大中華圏および北アジアにおいて11%、ASEANおよび南アジアにおいて12%増加し、アフリカおよび中東における1%の減少を一部相殺した。
- ウェルス・マネジメントおよび預金の堅調な増加基調により、資産商品にわたる継続的なマージンの圧縮の相殺分を上回って、収益が改善した。

- ・ RoEは、優先顧客、ウェルス・マネジメントおよび預金等の重点分野における一貫した収益の成長ならびに貸付金の減損が引き続き低水準であったことにより、10.8%から13.0%に改善された。

コマーシャル・バンキング

業績のハイライト

- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は、大中華圏および北アジアにおける収益の増加により一部相殺されたものの、主にアフリカおよび中東における貸付金の減損の影響を受けて、26%減少した140百万米ドルであった。
- ・ 収益（基調ベース）は7%増加して706百万米ドルであり、トランザクション・バンキング、ファイナンシャル・マーケットおよびコーポレート・ファイナンスで幅広く成長した。収益は、大中華圏および北アジアにおいて12%、ならびにASEANおよび南アジアにおいて9%増加し、アフリカおよび中東における4%の減少を一部相殺した。
- ・ 顧客に対する貸付金は7%増加し、顧客勘定は2%増加した。
- ・ コマーシャル・バンキングからのRoEは、主に貸付金の減損の増加により、5.4%から3.9%に下落した。

大中華圏および北アジア

業績のハイライト

- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は、費用の増加により一部相殺されたものの、収益の成長と貸付金の減損の減少により、26%増加して1,289百万米ドルであった。
- ・ 収益（基調ベース）は11%増加して3,097百万米ドルであり、香港および中国を中心としてすべての市場および顧客セグメントを通じて幅広く成長した。
- ・ 健全なバランスシートは、顧客に対する貸付金の10%の増加および顧客勘定の9%の増加により維持された。

ASEANおよび南アジア

業績のハイライト

- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は589百万米ドルであり、減損の減少および収益の成長（当グループの戦略的および規制上の課題に対する継続的投資により相殺された。）に起因して、47%増加した。
- ・ 収益（基調ベース）は2,073百万米ドルであり、すべてのセグメントおよび12の市場のうち8の市場における収益の増加に起因して6%増加した。
- ・ 顧客活動は活発であり、顧客に対する貸付金は6%、顧客勘定は2%増加した。RWAは、改善されたポートフォリオの質を受けて1%減少した。

アフリカおよび中東

業績のハイライト

- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は387百万米ドルであり、貸付金の減損の減少により5%増加した。
- ・ 当該地域における厳しい経済状況を受けて、収益（基調ベース）は1%減少して1,376百万米ドルであった。中東、北アフリカおよびパキスタンの収益は横ばいであり、アフリカは2%低下した。
- ・ トランザクション・バンキングおよびウェルス・マネジメントにおける好調な業績は、コーポレート・ファイナンスおよびリテール・プロダクツにおけるマージンの圧縮により相殺された。
- ・ 顧客に対する貸付金は5%増加し、顧客勘定は2%増加した。

ヨーロッパおよび南北アメリカ

業績のハイライト

- ・ 税引前当期利益（基調ベース）は、当グループが人材、プラットフォームおよび手続きに投資したことによる費用の増加により相殺されたものの、収益の増加および減損の減少により、30%増加して86百万米ドルであった。
- ・ 収益（基調ベース）は870百万米ドルであり、ファイナンシャル・マーケット、特に外国為替における引き続き低調な業績により一部相殺されたものの、トランザクション・バンキングにおける堅調な収益により8%増加した。ネットワーク内の他の市場に記帳される当グループの顧客が生み出した収益は、12%増加した。
- ・ プライベート・バンキングおよびリテール・バンキングの収益は、それぞれ15%および16%増加した。
- ・ 顧客に対する貸付金は23%増加し、顧客勘定は18%増加した。